第6次江差町総合計画
後期基本計画

～第3期江差町人口ビジョン・デジタル田園都市構想総合戦略～

（原案）

江 差 町

目 次

第1章 基本計画の概要 1
第1節 基本計画策定について 1
1. 策定の経緯 1
2. 総合計画の構成 1
第2節 総合計画の位置づけ 2
1. デジタル田園都市構想総合戦略について 2
2. 施策体系 3
3. 個別計画との対応 4
4. SDGsについて 6
第3節 計画の期間 7
第2章 後期基本計画 8
第1節 本町の未来に向けて 8
第2節 重点施策(デジタル田園都市構想総合戦略) 11
重点目標1 江差ブランド製品づくりで仕事をつくる 12
重点目標2 江差文化体験交流づくりで仕事をつくる 15
重点目標3 江差っ子チャレンジ支援で仕事をつくる 18
重点目標4 デジタル環境整備で持続可能な江差を目指す 21
第3節 分野別施策 23
基本目標1 経済基盤を持続させる産業の振興 23
(1)農業 23
(2)林業 28
(3)漁業 30
(4)商工業 33
(5)雇用創出 36
(6)観光・江差追分 38
基本目標2 あたたかなつながりのある地域・ひとづくり 42
(7)地域福祉 42
(8)子ども・子育て支援 44
(9)高齢者福祉・介護保険 47
(10)障がい者福祉 51
(11)健康づくり 54
(12)地域医療 57
(13)貧困支援 59
(14)国民健康保険、後期高齢者医療 62
(15)学校教育 65
(16)社会教育 68
(17)コミュニティ 71
(18)移住・定住・交流 73

基本目標3　住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり 75
（19）土地利用 75
（20）住宅・住環境 78
（21）道路・河川 80
（22）港湾・漁港 83
（23）地域公共交通・情報通信 85
（24）上下水道 88
（25）環境衛生 90
（26）自然環境・エネルギー 92
（27）公園 94
（28）消防・救急・防災 96
（29）交通安全・防犯・消費生活 99
基本目標4　住民とともにあり続ける行政運営 101
（30）行財政運営・広域連携 101
（31）広報・広聴・協働 104

第1章　基本計画の概要

第1節　基本計画策定について

1. 策定の経緯

江差町総合計画は、当町が目指すまちの姿と、それを具現化するための基本方針等を定めるまちづくりの根幹となる計画であり、住民と行政が江差町の未来を共有するための指針となるものです。当町では、令和2年3月に「第6次江差町総合計画」を策定し、目指すべき将来像の実現に向け町政運営を進めてきました。

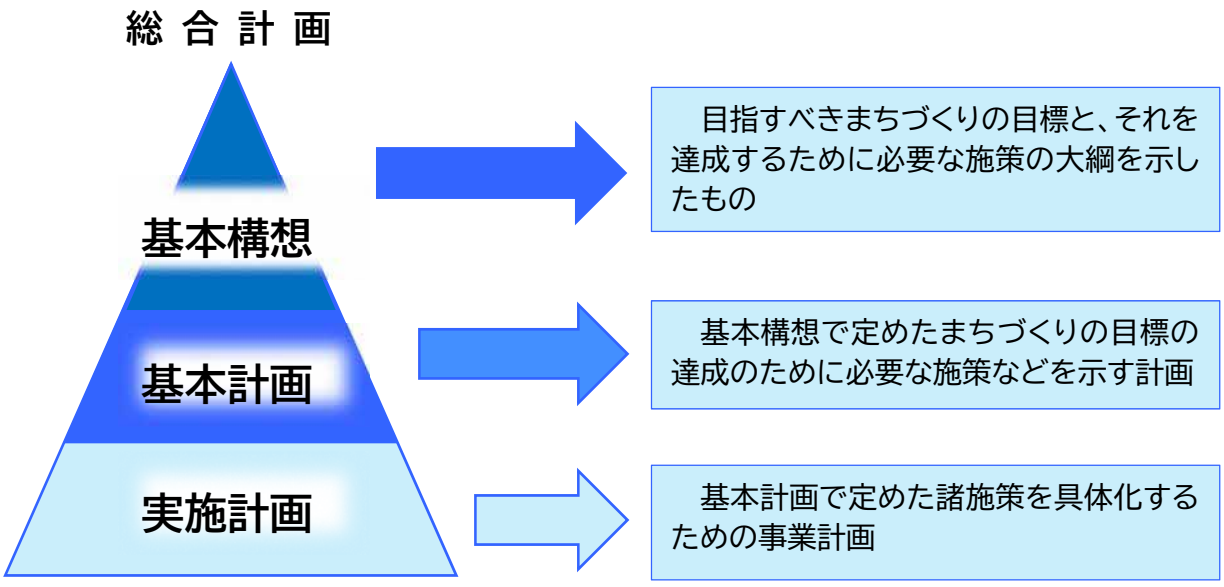
現在当町は、社会経済状況や人口構造の変化、デジタル化をはじめとする技術革新やアフターコロナにおける人々の意識と日常生活の回復等、様々な課題に直面しています。目まぐるしく変化する社会経済情勢の中でも、当町が今後も持続可能なまちとして発展を続けるためには、現在の計画を的確に評価分析するとともに、将来を見据えて、まちづくりの根幹となる総合計画を見直す必要があります。

令和6年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、令和7年度を初年度とする後期基本計画を策定し、一層、効果的かつ効率的で戦略的な行政運営を推進します。

2. 総合計画の構成

江差町総合計画は、基本構想（長期ビジョン）、基本計画（中期ビジョン）、実施計画（事業）の3層構造にて、当町の取り組みの方針等を示すものです。

本計画は、第6次江差町総合計画の後半5年間の中期ビジョンを示す基本計画として、今後の施策の方向性を示すものとして策定します。



第2節　総合計画の位置づけ

1. デジタル田園都市構想総合戦略について

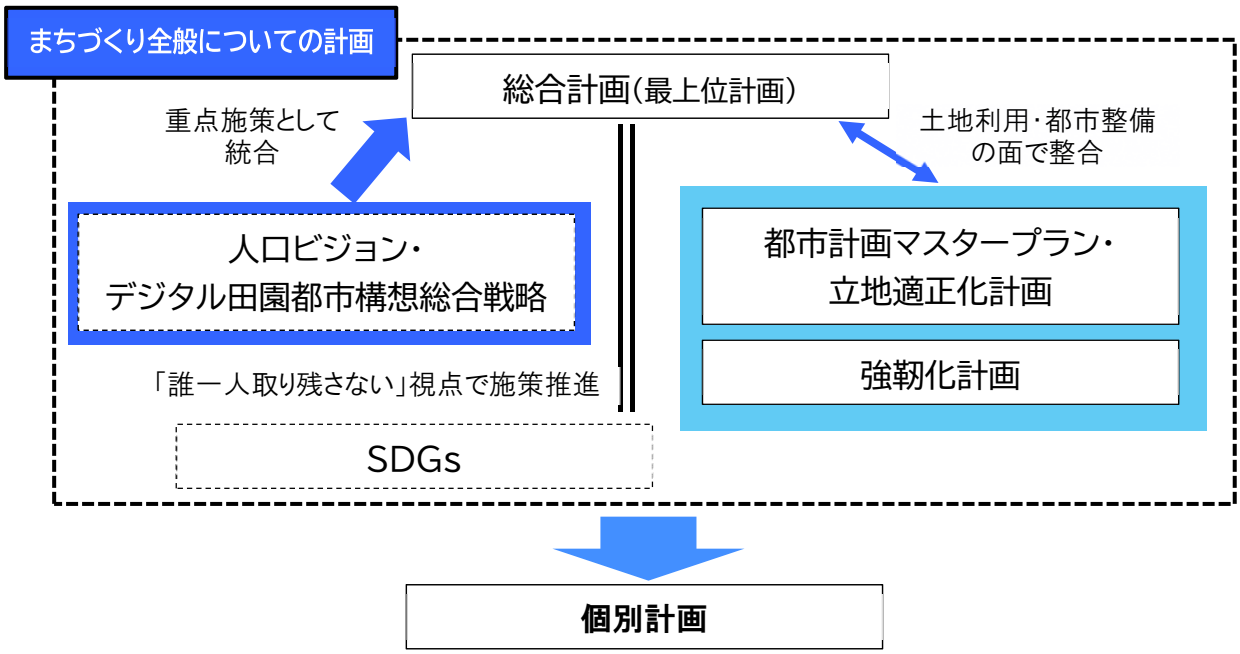
令和4年度に国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、新たな中長期的な地方活性化の方向性として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。内容としては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を掲げ、デジタルの力を活用し地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを推進するものとなっています。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は、従来のまち・ひと・しごと創生総合戦略の施策体系を継承しながら、デジタルの視点をさらに加えることで地方創生を図るというものになっています。

当町においては、前期基本計画で江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略を重点施策として位置づけ、当町の地域活性化に向けた仕事づくりについての方策を記載していました。

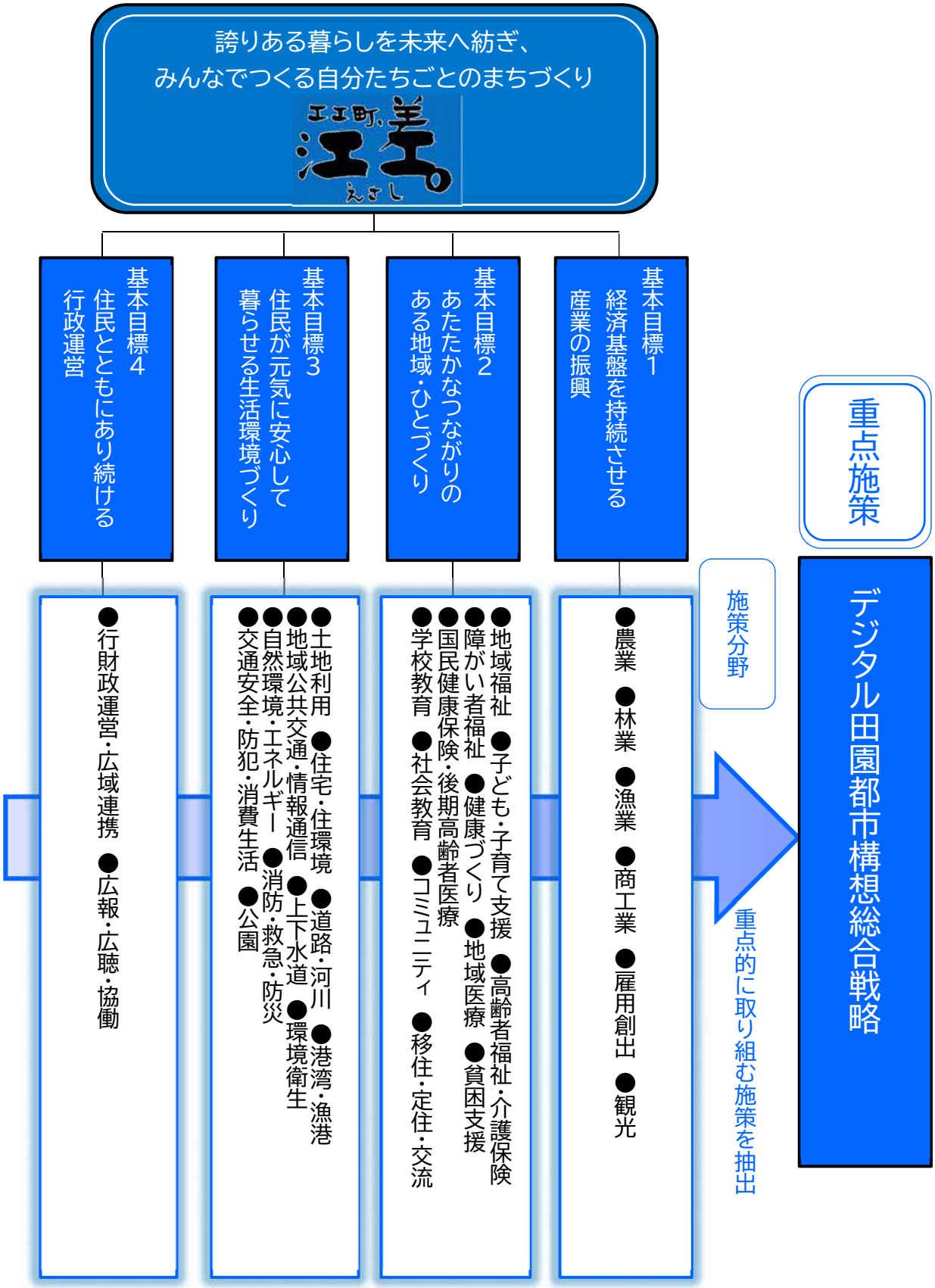
まち・ひと・しごと創生総合戦略からデジタル田園都市国家構想総合戦略への移行に伴い、当町においてもデジタル田園都市構想総合戦略を重点施策と位置付けることとし、従来の仕事づくりを中心とした重点施策にデジタル化の視点を取り入れます。

新たな総合計画の位置づけ



2. 施策体系

本計画の施策体系は、前期基本計画のものを踏襲し、次のとおりとします。



3. 個別計画との対応

それぞれの施策を具体的に推進する方策については、個別計画に位置づけられています。各施策の個別計画は次のとおりです。

基本目標	施策分野	個別計画名	計画期間
経済基盤を持続させる産業の振興	農業	人・農地プラン（地域計画）	R7～R16
		農業経営基盤強化促進基本構想	H28～R7
		農業農村整備事業管理計画	R7～R11
		江差町農業振興整備計画	S61～
	林業	江差町鳥獣被害防止計画	R5～R7
		江差町森林整備計画	R7～R17
		江差町森林経営計画	R5～R9
		江差町特定間伐等促進計画	R3～R12
		江差町森林整備の水準に関する目標	R2～R10
	漁業	浜の活力再生プラン	R6～R10
		浜の活力再生広域プラン	R3～R7
	商工業	創業支援事業計画	R4～R9
	雇用創出	江差町デジタル田園都市構想総合戦略	R7～R11
	観光	“古くて新しいまち江差”観光戦略書	H30～R9
		日本遺産を通じた地域活性化計画	R5～R7
あたたかなつながりのある地域・ひとづくり	地域福祉	江差町地域福祉計画	R4～R8
	子ども・子育て支援	江差町子ども・子育て支援事業計画 （江差町子どもの貧困対策推進計画）	R7～R11
	高齢者福祉・介護保険	江差町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	R6～R8
		江差町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）	H29～
	障がい者福祉	江差町障がい福祉プラン	R6～R11
	健康づくり	江差町第２期健康増進計画・食育計画	R6～R17
		江差町自殺対策計画	R6～
		江差町国民健康保険第３期データヘルス計画・第４期特定健診等実施計画	R6～R11
		江差町新型インフルエンザ等対策行動計画	H28～
	貧困支援	江差町子どもの貧困対策推進計画 （江差町子ども・子育て支援事業計画）	R7～R11
	学校教育	江差町教育大綱	R3～R7
		江差町教育推進計画	R3～R7
		江差町学校施設の長寿命化計画	R1～R40
	社会教育	江差町教育大綱	R3～R7
		江差町教育推進計画（江差町社会教育計画）	R3～R7

基本目標	施策分野	個別計画名	計画期間
		江差町子どもの読書活動推進計画	R5～R9
		江差町歴史文化基本構想	期間設定なし
	移住・定住	江差町デジタル田園都市構想総合戦略	R7～R11
住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり	土地利用	江差町都市計画マスタープラン 江差町立地適正化計画	R2～R21
	住宅・住環境	江差町公営住宅等長寿命化計画	R3～R12
	道路・河川	江差町橋梁長寿命化修繕計画	R6～R15
	港湾	江差港維持管理計画	H25～
		江差港長期構想計画	H14～
	地域公共交通・情報通信	江差町地域公共交通計画	R5～R9
	上下水道	江差町水道事業再構築計画	H27～R8
		江差町公共下水道事業計画	R3～R8
	環境衛生	江差町分別収集計画	R5～R9
	自然環境・エネルギー	江差町地域再エネ導入マスタープラン	R5～R12
		江差町地球温暖化対策実行計画 （事務事業編・区域施策編）	R5～R8
	消防・救急・防災	江差町地域防災計画	期間設定なし
		江差町強靭化計画（複数の施策分野に関連）	R2～R7
		江差町国民保護計画	期間設定なし
		江差町災害時備蓄計画	R5～R9
住民とともにあり続ける行政運営	行財政運営	江差町デジタル田園都市構想総合戦略（江差町人口ビジョン）	R7～R11
		江差町過疎地域自立促進市町村計画	R3～R7
		江差町公共施設等総合管理計画	H28～R7
		江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画	R6～R10
		江差町定員管理計画	R5～R9
		江差町特定事業主行動計画	R3～R8
		江差町男女共同参画基本計画	R4～R8

4. SDGsについて

SDGsとは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された令和 12 年（2030）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

わが国においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、「SDGs が対象としている社会課題は地域が抱える課題そのものにも共通するところ」が多いとしており、まち・ひと・しごと創生総合戦略から引き続き取り組みを進めるものとしています。こうしたことから当町においても、引き続き施策展開の視点として、SDGsとの整合性を取るものとします。

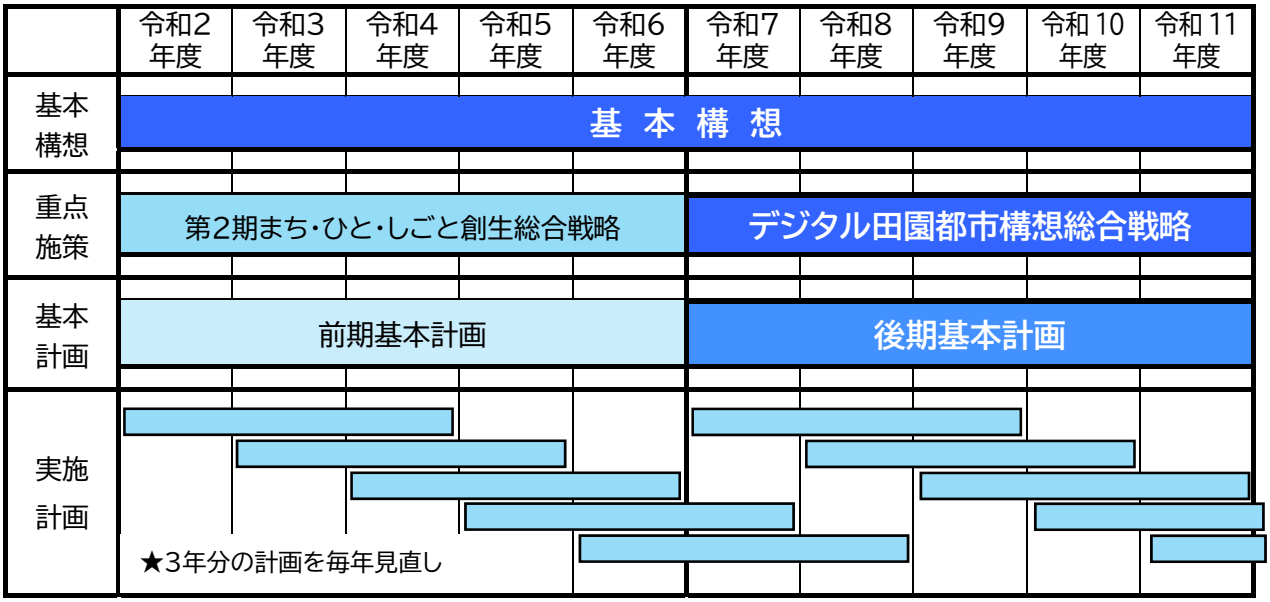
SDGsは国際社会全体の開発目標であることから、SDGsの理念と当町の実情に合致する施策を推進することとします。

持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標



第3節　計画の期間

第6次江差町総合計画の目標年次は令和11年度としており、基本構想、基本計画、実施計画それぞれの計画期間を、次のとおりとします。本計画は令和7年度～令和11年度を期間とします。



第2章　後期基本計画

第1節　本町の未来に向けて

第6次江差町総合計画の開始から5年が経過し、あらためて本町の置かれた状況を振り返り、今後の方向性を示します。

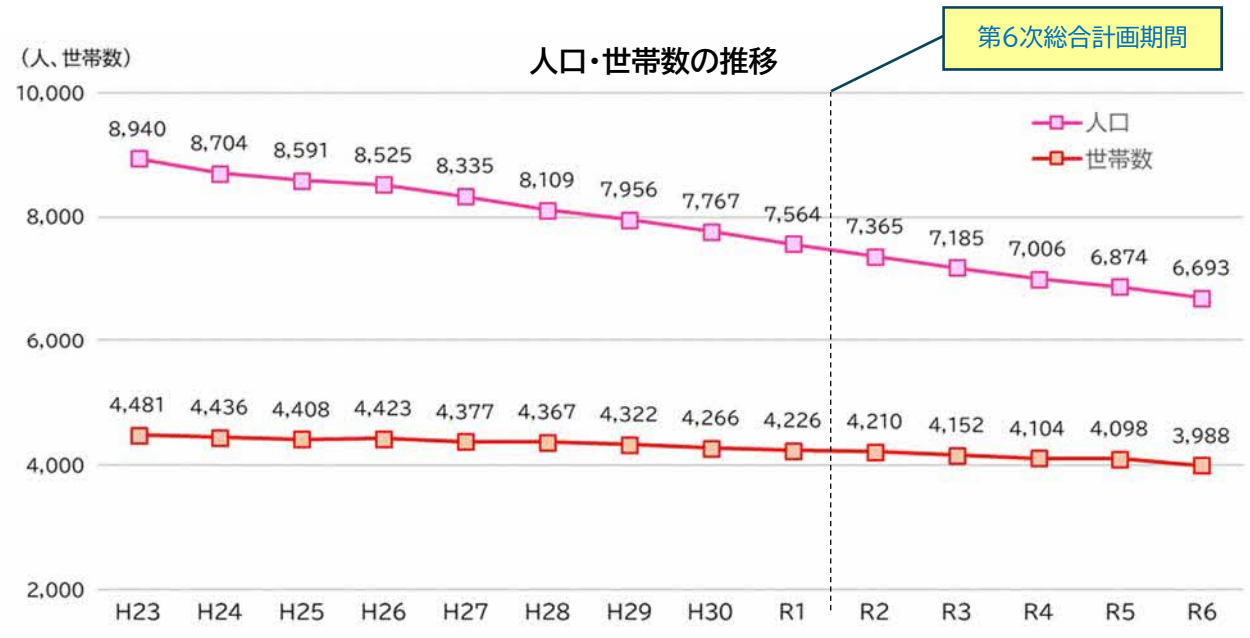
(1)継続する人口減少・少子高齢化

本町の人口減少・少子高齢化は長期的なものであり、昭和40年頃から50年以上、一貫して人口減少の一途をたどっています。

第6次江差町総合計画及び第2期江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、こうした人口減少・少子高齢化の流れを緩和し、持続可能なまちにしていくことを目的として、様々な施策・事業を位置づけました。

しかしながら、令和2年以降、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、経済活動をはじめとして国民の日常生活が縮小してしまい、本町として当初予定していた施策・事業を展開する機会が大きく限定されました。

わが国においては、感染症の流行により経済的に大きな損害があったものの、人の移動が制限されたことで働き方の多様化やデジタル化などの社会環境が充実したという面もあります。大都市に暮らさなくとも一定水準の生活が成立する環境が整いつつあり、都市部から郊外への移住の促進が期待されるところですが、現時点でそうした人の流れは首都圏だけにとどまっています。



資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

※住民基本台帳法の改正により平成 25 年より外国人の人数を含んでいます。

本町におけるコロナ禍の影響は、経済活動から日常生活まで様々な活動に生じており、多くの施策分野で結果を出すことが難しい状況となりました。しかし、定住人口に限って見ると、コロナ禍以前の人口減少が継続しており、社会増減に大きな影響があったとは言えません。

(2)アフターコロナと後期基本計画

前期基本計画の期間においては、コロナ禍の影響で大都市圏への人口流出が加速することはありませんでしたが、一方で、人口減少を緩和する対策を打つ機会が十分に得られなかったとも言えます。令和5年に新型コロナウイルス感染症の法的な取扱いが改正され、政策的に人の流れが制限されることはなくなりました。後期基本計画では、あらためて人口減少・地域活性化に向けた対策を打っていく必要があります。

(3)誇りある暮らしを、共に紡ぐ

人口減少・少子高齢化という課題は、本町だけでなく全国的な問題であり、避けられない現実です。

しかし、本町はこれを悲観するのではなく、新しい未来を切り拓くための機会としてとらえています。

子どもたちが地域への愛着を育みながら成長できる環境を整えるとともに、地域住民が住み慣れた町で安心して暮らし続けられるよう、多世代が支え合うコミュニティを形成していきます。

また、訪れる人々には、江差町ならではの文化や歴史を体験し、心に残る思い出となるような場所を目指します。

加えて、人口減少に対応するため、若年層の定住促進や、地域外からの移住者の受け入れ体制を整えることが重要です。雇用機会の創出や暮らしやすい環境を提供することで、人口の流出を防ぎ、新たな町民を迎え入れる力強いまちをつくります。

この目標を実現するためには、行政だけでなく住民一人ひとりの参加と協力が不可欠です。基本構想に掲げた「目指すまちの姿」に向け、住民一人ひとりが主役となる「自分たちごとのまちづくり」を通して、「誇りある暮らしを未来へ紡いでいく」ことを目指します。

■第6次江差町総合計画の目指すまちの姿

誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、
みんなでつくる自分たちごとのまちづくり



（4）これからの大切な取組

ⅰ）人の流れの活性化

本町の定住人口の増加に向けては、雇用と移住をつなげた対策を打っていくことが最も重要です。働く場所を確保するための仕事づくりに向け、産業振興・雇用創出を図ります。

また、定住人口の増加につながる、交流人口・関係人口の増加を図ることも重要です。長く協議を続けてきた「北の江の島構想」も、拠点施設の整備がいよいよ本格的に始まります。檜山地域全体の拠点施設として認知されるように、拠点の機能充実とともに多様な取組を展開します。

交流人口の増加に当たっては、人の流れの変化もとらえながら施策を展開する必要があります。本町の観光客は、現在日帰りが中心になっています。まずは体験型・着地型観光により心に残る滞在時間を過ごせるような取組を展開し、宿泊観光・滞在時間延長につなげます。

ⅱ）住みよい地域環境整備

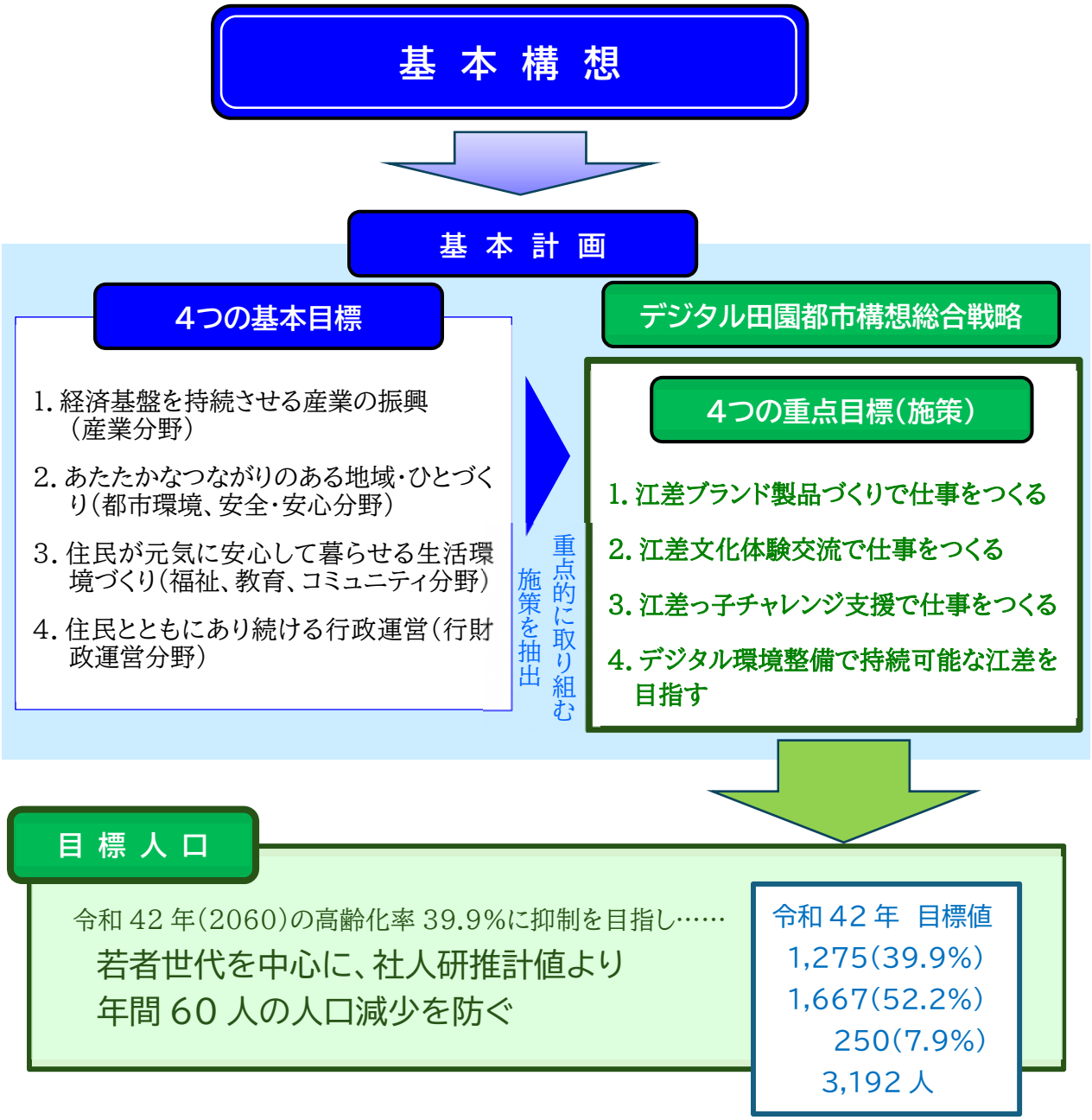
移住促進に当たっては、転入者が地域に定着する必要があり、そのためには長期的に暮らすことのできる住みよい生活環境・都市機能が整備されている必要があります。

そのため、安心して子どもが育ち・学んでいくことができるよう、子育て世帯への支援を充実するとともに、町外人材を活用した教育機会の増進を図ります。また、高齢になっても安心して地域で暮らしていけるように、移動手段である江差マースの推進や、生活支援体制整備事業を推進します。

加えて、将来にわたって持続的にこの地域に暮らしていく環境整備のためには、デジタル化の推進が不可欠です。今後、本町における DX 推進ビジョンを策定し、デジタルの力を活用した住民生活の向上を図ります。

第2節　重点施策（デジタル田園都市構想総合戦略）

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の内容を勘案し、これまでの3つの重点目標に、新たに「デジタル環境整備で持続可能な江差を目指す」を追加します。



重点目標1　江差ブランド製品づくりで仕事をつくる

施策の概要

当町の活性化のためには、地域由来の第1次産業が元気であることが重要です。そのために、人口減少・少子高齢化のなかにあっても持続できる産業基盤を整備し、次世代の担い手が就業できる環境を構築します。

当町の魅力ある産品が地域内で流通することも重要ですが、地域循環率の増加を図る一方、地域外で売ることを考えなければなりません。そのためには、6次産業化や地域ブランド展開に取り組むとともに、ふるさと納税等の制度を活用し、当町の産品の付加価値を向上させることで、地域外の消費者に訴求することが求められます。

農地整備やスマート農業の推進、農業経営基盤安定対策などにより生産基盤の整備を図るとともに、新規就農や法人化を含めた担い手の確保に努めます。

また、漁業の効率化や操業の安全性向上を図るためICT化等を推進し、漁業経営の安定化を図り、栽培漁業の推進、付加価値向上などにより新たな担い手が就業できる環境を構築します。

異業種間連携による江差ブランドの開発・確立に向けて取り組むことで、江差らしい、江差ならではの産業振興を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
農産物販売額（1人あたり）	517万円	590万円
農地集積率（「人・農地プラン」に掲げる中心経営体への集積）	68.3%	69.6%
新規就農者・法人数	累計2人（又は法人）	累計4人（又は法人）
新規漁業就業者	0人	1人
ふるさと応援寄附金額	218,374千円	200,000千円以上

※KPIは毎年検証するため、本計画に掲載するのは策定時点の値です。

具体的な施策

(1)江差ブランド製品づくり

主な取り組み	主な分野別施策
●6次産業化の取り組み推進	(1)農業～(4)商工業
●アンテナショップ等の充実	(6)観光・江差追分
●地産地消・地産外商の推進	(1)農業～(4)商工業
●異業種間交流の促進	(1)農業～(4)商工業
●ふるさと納税特典品の充実	(1)農業～(4)商工業
●江差ブランド製品の開発	(1)農業～(4)商工業
●販売 PR の強化	(1)農業～(4)商工業

(2)地域資源の生産力強化

主な取り組み	主な分野別施策
●北部地区農地整備	(1)農業
●スマート農林漁業の推進	(1)農業～(3)漁業
●新規漁業就業者・若手漁業者の育成推進	(3)漁業
●未利用低利用資源の有効活用	(3)漁業
●農地の集約・流動化の推進	(1)農業
●新規振興作物の研究	(1)農業
●新規就農・法人参入の推進	(1)農業
●栽培漁業の推進	(3)漁業

(3)経営安定化対策

主な取り組み	主な分野別施策
●スマート農業をはじめとする農業機械導入の促進	(1)農業
●農・漁業経営体の組織化の推進	(1)農業、(3)漁業
●商工業経営基盤安定化対策の推進	(4)商工業
●共済等への加入促進	(1)農業、(3)漁業

(4)農林漁業体験メニュー等の構築

主な取り組み	主な分野別施策
●農・林・漁業体験メニューの構築	(1)農業～(3)漁業

重点目標2　江差文化体験交流づくりで仕事をつくる

施策の概要

観光による町づくりは、歴史的・文化的資源が豊富な当町にとって、地域外から収入を得ることができる重要な施策分野であるとともに、まちの魅力や課題を知ってもらい交流人口だけでなく関係人口の拡大を図るための重要な要素と考えられます。

また、住民アンケートに記入されたご意見では、「北の江の島構想」に関するものが特に多く寄せられており、住民の関心・期待も高くなっていることがわかっています。「北の江の島構想」が交流人口の拡大とともに、地域経済に好影響を与えるよう、展開を検討する必要があります。

こうしたことから、「北の江の島構想」の拠点施設を、当町と他地域の多様な交流拠点として今後整備していきます。

さらに、「日本遺産」を観光まちづくりの中核と位置付け、北海道江差観光みらい機構（DMO）を地域のマネジメント・マーケティングを行う観光地域づくりの司令塔として当町の魅力を発信しながらリピーター増加に取り組みます。加えて、滞在時間の延長や宿泊観光に繋がるよう体験型観光、着地型観光を推進します。

KPI（重要業績評価指標）

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
観光入込客数	249千人	382千人
宿泊客延べ数	19千人	22千人
旅行消費額	4,686円/人	8,000円/人
来訪者満足度	83.1%	89.0%
リピーター率	42.3%	60.8%

※KPIは毎年検証するため、本計画に掲載するのは策定時点の値です。

具体的な施策

(1)DMO の組織運営強化

主な取り組み	主な分野別施策
●DMO の基盤強化	(6)観光・江差追分
●観光マネジメント力の強化と人材育成	(6)観光・江差追分
●体験観光プログラムの充実と推進	(6)観光・江差追分
●大学等と連携したまちづくり	(6)観光・江差追分
●北海道江差観光みらい機構の中期計画策定	(6)観光・江差追分

(2)観光ブランド化の推進

主な取り組み	主な分野別施策
●歴史文化資源の活用	(6)観光・江差追分
●「日本遺産」認定を活かした取り組み強化	(6)観光・江差追分
●戦略的情報発信	(6)観光・江差追分
●江差追分の魅力発信	(6)観光・江差追分

(3)広域連携による取り組み

主な取り組み	主な分野別施策
●「日本遺産」認定地域との連携強化	(6)観光・江差追分
●バリアフリーレジャーと地域づくりの相互連携事業	(6)観光・江差追分
●定住自立圏構想の推進	(30)行財政運営・広域連携
●広域観光の推進	(6)観光・江差追分
●日本で最も美しい村連合との連携	(6)観光・江差追分

(4)受入環境等の整備

主な取り組み	主な分野別施策
●北の江の島構想の着実な推進	(6)観光・江差追分
●交流・賑わい拠点の整備	(6)観光・江差追分
●江差追分指導者の担い手確保	(6)観光・江差追分
●インフォメーション機能の充実	(6)観光・江差追分
●江差マースやレンタカー、乗合タクシー活用による2次交通対策の推進	(23)地域公共交通・情報通信
●宿泊観光・滞在時間延長に向けた体験型、着地型観光の充実	(6)観光・江差追分

重点目標3　江差っ子チャレンジ支援で仕事をつくる

施策の概要

産業振興や観光振興によって若者の仕事づくりや交流人口・関係人口の拡大を図る一方で、まちの居住環境を充実し魅力あるまちづくりを進め、移住・定住につなげていく必要があります。

このため、若者の創業・起業や就業支援、住宅整備に努めるなど、移住しやすい環境づくりを行います。また、幅広い世代とのつながりを生かした子育て支援やまちづくり、人材育成・コミュニティ活動を推進し、江差の地域特性に応じた最適な公共交通網の構築に取り組み、移住後も安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

KPI（重要業績評価指標）

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
創業・起業件数	累計4件	累計8件
人口動態・転入者数増	371人	408人
江差マース利用者数	9.7人/日	10人/日
空き店舗利活用件数	累計10件	累計15件
未利用町有地売却件数	累計15件	累計20件
医師確保人数	10人	10人
看護師等育成確保対策（修学資金貸付）を活用し町内医療機関へ就職した人数	累計8人	累計23人

※KPIは毎年検証するため、本計画に掲載するのは策定時点の値です。

具体的な施策

(1)若者チャレンジ支援

主な取り組み	主な分野別施策
●創業・起業支援	(4)商工業、(5)雇用創出
●若者交流促進事業への支援	(17)コミュニティ、 (18)移住・定住・交流
●地域の担い手の掘り起こし・育成	(1)農業～(5)雇用創出

(2)若者等のUIJターンを促進

主な取り組み	主な分野別施策
●地域おこし協力隊等の活動支援	(18)移住・定住・交流
●企業・ハローワーク等との連携	(5)雇用創出

(3)移住・定住対策(住環境整備等)

主な取り組み	主な分野別施策
●空き家・空き店舗バンク登録制度	(20)住宅・住環境
●未利用町有地の有効活用	(19)土地利用
●住宅長寿命化対策の推進	(20)住宅・住環境
●地域公共交通の体制整備(江差マースの推進等)	(23)地域公共交通・情報通信

(4)子育て環境の充実

主な取り組み	主な分野別施策
●子育て世代への経済的支援(おむつ代、保育園・認定こども園等への給食費助成、学校給食費助成、保育料の無償化等、こども医療費助成、不妊治療費助成)	(8)子ども・子育て支援
●子育てサポート体制の充実(学童保育の充実等)	(8)子ども・子育て支援
●安心して子どもを出産できる環境づくり	(8)子ども・子育て支援
●医療体制の充実(医療従事者の確保等)	(12)地域医療

(5)関係人口の創出・拡大

主な取り組み	主な分野別施策
●シティプロモーションの推進	(18)移住・定住・交流
●空き店舗等を活用したコミュニティ拠点づくりの支援	(17)コミュニティ
●関係人口拡大につながる交流の推進	(17)コミュニティ、 (18)移住・定住・交流
●テレワークの検討	(18)移住・定住・交流

重点目標4　デジタル環境整備で持続可能な江差を目指す

施策の概要

新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度以降において、世界的に人の流れを抑制せざるをえない状況が生まれ、当町においても地場産業や観光振興に大きな打撃を受けることとなりました。その一方で、全国的にデジタル・オンラインツールの活用が進み、テレワークやワーケーションなどの時間や場所にとらわれない多様な働き方を許容する社会的な機運が生まれています。

こうしたデジタル化の浸透は、都市部から地方への人の流れを生む機会となるだけでなく、担い手不足の産業や福祉分野の効率をあげたり、公共サービスの利便性を高めるなど、多様な側面から過疎地域が抱える社会課題を改善しうるものです。

当町の地域活性化や社会的な課題を解決するために、デジタル環境を整備し、持続可能なまちを目指します。

KPI（重要業績評価指標）

本重点目標は重点目標1～3のKPI及び各分野別施策の成果指標の達成を支えるためのものと位置づけ、他指標に従い進捗を測定します。

具体的な施策

(1)ICTを活用した産業振興

主な取り組み	主な分野別施策
●スマート農業の推進	(1)農業
●ICTを活用した栽培漁業の推進	(3)漁業
●観光情報の発信	(6)観光・江差追分
●農業用ドローンの導入支援	(1)農業
●漁業者のICT機器導入支援	(3)漁業

(2)ICT を活用した持続可能な地域づくり

主な取り組み	主な分野別施策
●コミュニティプラザえさしの事業・イベント等による利用促進	(4)商工業
●学校教育におけるデジタル化(1 人 1 台のタブレット更新、学校 Wi-Fi 環境の更新等)	(15)学校教育
●関係機関との情報共有ツールの検討(高齢者福祉)	(9)高齢者福祉・介護保険
●空き家・空き店舗の実態把握	(20)住宅・住環境
●地域公共交通の体制整備(江差マースの推進等)	(23)地域公共交通・情報通信
●保険料等のキャッシュレス納付の拡大	(14)国民健康保険、後期高齢者医療
●防災情報伝達システムの導入	(28)消防・救急・防災
●国の自治体 DX 推進計画等に基づくデジタル改革	(30)行財政運営・広域連携
●地域 DX の推進(手続きオンライン化・マイナンバー活用を含む)	(30)行財政運営・広域連携
●行政事務効率化・迅速化を図るためのデジタル化推進	(30)行財政運営・広域連携

第3節　分野別施策

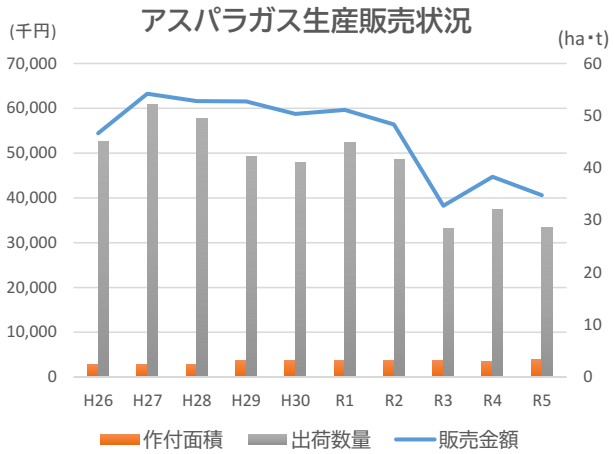
基本目標1　経済基盤を持続させる産業の振興

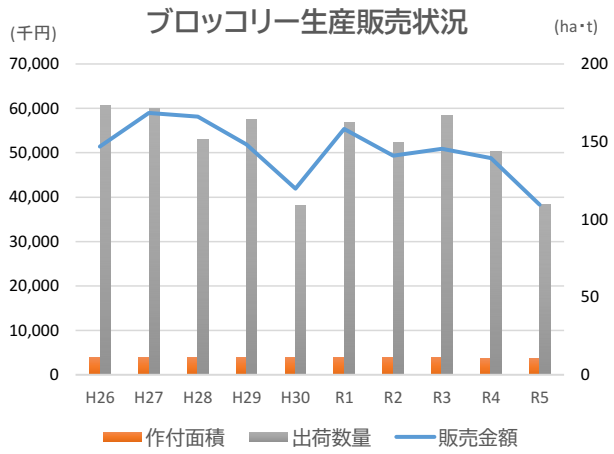
(1)農業

これまでの取り組み

①農業者が減少している中、担い手の育成・確保のため、平成30年度に「江差町指導農業士・農業士会」が発足しました。令和5年までに北海道指導農業士に3名、北海道農業士に5名の計8名が認定されており、担い手への育成指導や地域農業の活性化・発展への活躍が期待されています。

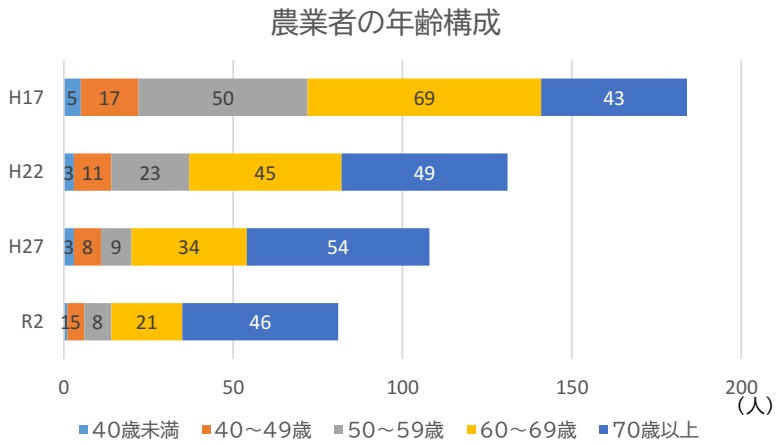
②地域振興作物であるアスパラガスとブロッコリーは江差町水田フル活用ビジョンでも重点的振興作物として位置づけており、収量増加や品質向上の取り組みを推進してきました。この 10 年でアスパラガスの作付面積・出荷数量は令和2年度の鰔川アスパラ団地の解散により減少したものの販売単価は 17.0％増加しており、ブロッコリーについては作付面積は横ばいで、出荷数量は天候によって左右されているものの販売単価は 17.6％の増となっています。また、同ビジョンでは耕畜連携やその他の作物においても栽培技術向上等の取り組みを推進しています。





③6次産業化やブランド開発などによる農産品の付加価値向上を目的として、異業種間の横断的な取り組みを促進するための「三業懇話会」（農業、林業、漁業、商業）を実施しました。話し合いで出たアイデアから、新商品製造・販売につながった事例もあり、令和元年度からは五勝手屋羊羹創業時の味を再現すべく、当時使っていた品種のインゲン豆の栽培を行っており、令和4年度からは関係機関がサポートしながら農業者の収益として営農をスタートしています。

④農地の維持・管理のために、10年後の農地について各地区の農家と話し合う機会を設けています（地域計画の協議の場）。右の表にもあるとおり、農業者の高齢化はますます進んでいく見込みであり、今後も当事者の意思をくみながら、当町の農地のあり方を検討していく必要があります。



⑤今後の担い手確保につなぐため、農業体験交流推進事業を実施しました。参加者からは好評をいただきましたが、参加者が少なく、実施方法を含めた検討が必要といえます。

⑥農業・農村が持つ機能は食料生産の役割だけでなく、美しい景観・雨水を貯留することによる洪水や土砂崩れの防止など、広く国民が享受しています。しかし、農業水利施設等の経年変化による機能低下や、農家戸数の減少・農業従事者の高齢化が進んでおり、農用地の保全に関する取り組みに要する農家の負担を軽減する必要があります。このことから、多面的機能支払交付金により農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る地域の共同活動を支援しています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
農産物販売額（1人あたり）	517万円	590万円
アスパラガスの販売額	40,593千円	44,652千円
アスパラガスの収穫量	28.7t	31.6t
農地集積率（「人・農地プラン」に掲げる中心経営体への集積）	68.3%	69.6%
新規就農者・法人数	累計2人（又は法人）	累計4人（又は法人）

現状と課題

●重点（重要）課題

・高齢による離農や経営移譲があり、農家戸数が減少しています。経営耕地面積は令和元年で730haと、平成27年から50ha減少していますが、他町からの入り作が増えた影響であり、耕作放棄地が増えたものではありません。しかし、今後は経営所得安定対策事業における水張り5年ルール等で耕作放棄が発生する可能性があるため、農家を中心とした地域計画の協議の場などにおいて、将来の農地利用のあり方などを議論し、担い手への農地の集積を図っていく必要があります。

・土地改良施設（用・排水路等）の老朽化に伴い耕作環境が悪化し作業効率が低下しているため、北部地域全域を見すえた大規模な基盤整備が必要です。

・株の更新時期を迎えている立茎アスパラガスについては、ビニールハウスの改修や株の更新等によって収穫の継続化対策を図る必要があります。

・少子高齢化社会の影響により今後も担い手が不足する可能性が高く、担い手の確保・育成が深刻化しています。

■継続的な課題

・JAの町内農畜産物販売額は、平成27年と比較して平成30年は水害により約 1 億円の減となりましたが、平成28年・平成29年ともに約 4,000 万円の増加となり、米と大豆の販売額が伸びています。一定の生産力のある農家が、農業を維持している状況といえます。新規就農者や小規模生産者が持続的に取り組める支援が必要です。

・大雨等の災害に強い環境づくりのため、水堀排水機場の計画的な修繕や、用排水路の改修、農業用ため池の継続的な点検・修繕が必要です。

基本方針

①今後も高齢化により減少が見込まれる農業者数ですが、担い手確保対策を行うにも限界があり、担い手の経営面積の拡大が見込まれるところです。人手不足は全国的な問題であり、令和3年度から国は「スマート農業に対応した農地整備」を展開することとしており、③で後述する同年度から始まる北部地域の基盤整備については、担い手へのさらなる利用集積を行い、国の動向を見すえながらスマート農業への転換を推進します。

②農地利用や担い手の確保とともに農業経営の安定化を図るため、経営基盤安定化対策を継続して実施し、農業の持続性について検討することとあわせ、農作物の付加価値を向上させることで農業を強化していくことが重要です。このため、異業種間の連携などをさらに推進し、ブランド力の向上に取り組みます。

③老朽化が進む北部地域の基盤整備を実施するため、道営による農業農村整備事業を令和3年から進めています。農地の大区画化や用排水路の再整備によって作業効率の向上を図り、担い手の少人数化に対応する耕作環境を整備します。また、平成30年に実施した機能診断結果に基づき、水堀排水機場の長寿命化に向けた維持補修を実施します。

④産地交付金を活用し、重点振興作物であるアスパラガス・ブロッコリーを主体とした産地誘導を図るとともに、アスパラガスの収穫を継続するため、更新時期を迎えている株の更新と老朽しているビニールハウスの改修を推進します。

⑤農家と消費者の交流機会を設け、町内農業への関心を深め地産地消に繋げていきます。

⑥農用地及び農業水利施設等の適切な保全管理のため、地域住民と協力して地域全体として農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進します。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
北部地域農地整備	■江差北部地域農業生産基盤整備（農業競争力強化農地整備事業）による農地の基盤整備と用排水路の改修
農地流動化対策の推進	■認定農業者及び中心経営体への利用集積の推進 ■生産ほ場の集約化 ■新規就農者への利用集積の促進 ■農地の保全管理
担い手の育成、確保	■新規就農者対策、法人参入の支援 ■農地所有適格法人などの設立、育成 ■集落営農組織の確立、推進 ■認定農業者の育成 ■農業者相互の交流、情報交換の促進 ■住民参加型の新規就農者をサポートする体制づくり ■指導農業士・農業士会の活動支援
販売戦略の推進	■重点振興作物（アスパラガス・ブロッコリー）の販路拡大と作付の促進 ■アスパラガスの株の更新及び老朽ビニールハウスの改修 ■農畜産物の付加価値向上 ■地産地消・地産外商の推進 ■農家の直売所の拡大（空き店舗活用の仕組みづくり） ■農業体験型等市民農園の開設 ■担い手への集積・集約に伴う、新たな土地利用型作物の検討
スマート農業の推進	■スマート農業に対応した農地整備 ■ICT対応機械の導入促進・環境整備
農業・農村の有する多面的機能の発揮	■多面的機能支払交付金の活用
農業用ため池の点検・修繕	■「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、必要な点検及び修繕を実施

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
生産基盤の整備	■道営農地整備事業 ■水利施設管理強化事業 ■明暗渠、心土破砕等のほ場排水対策
生産振興の推進	■施肥管理による低コスト化・生産性の向上 ■新規作物の試験・研究 ■栽培技術の普及 ■耕畜連携による畜産振興（畜産のための飼料作物、飼料用米の生産と肉用牛の水田放牧による連携） ■農地の地力回復支援対策 ■園芸施設整備支援対策
農業経営の安定化	■農業経営基盤安定化対策事業の推進
クリーン農業の推進	■北のクリーン農産物表示制度の振興

（2）林業

これまでの取り組み

①補助事業により、町内の伐採跡地や無立木地への植栽を行いました。
②町民の森における継続的な植樹・育樹活動の実施や小中学生を対象とした「げんきの森」活動による木育事業の推進により、森林の大切さや森林づくりに対する意識の向上が図られるとともに、郷土樹種である「ヒバ」の重要性を再認識していただくことができました。また、公共施設の整備にあたり、地場産の間伐材の有効活用に努めました。
③町有林の保育をはじめ、分収造林の整備により、森林の公益的機能・多面的機能の保持に努めました。
④治山事業の実施により、山地災害の防止に努めました。

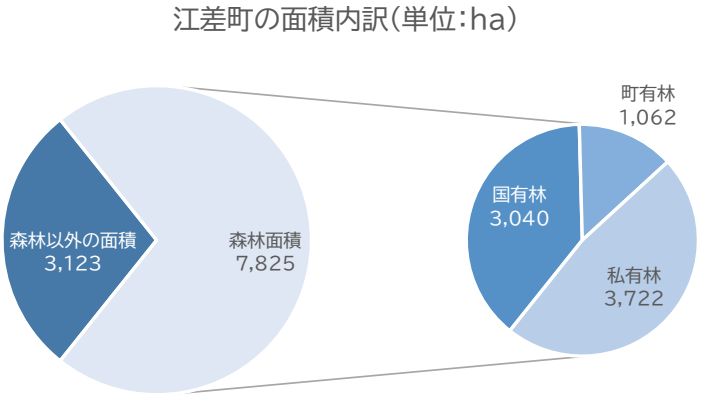
◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
森林整備面積 ※植栽、下刈り、枝打ち、間伐、路網整備等に関する面積	28.9ha	40ha

現状と課題

●重点（重要）課題

・適切な森林整備を推進するために、森林環境譲与税を有効に活用するとともに、森林所有者に森林経営計画の作成を促進することにより、森林整備の推進を図ることとします。



令和4年度北海道林業統計（令和6年3月公表）

■継続的な課題

・森林の持つ公益的機能、多面的機能の保持のため、適切な森林整備を推進していく必要があります。
・森林所有者の経営意欲の減退や高齢化などにより、適切な森林整備が行われていない人工林が増加傾向にあります。今後は森林環境譲与税を活用しながら、私有林を含めた町内の森林整備を推進する必要があります。
・町内に製材・加工業者が無いため、町独自の取り組みが難しい状況にあり、檜山南部森林組合を中心としながら、広域的な取り組みにより、林業の振興を図る必要があります。
・町民の森を適切に管理し、利活用の促進を図る必要があります。
・檜山南部森林組合をはじめとする林業事業体の育成・支援に努める必要があります。

基本方針

①森林の持つ公益的機能、多面的機能の保持のため、適切な森林整備を推進する必要があります。
②森林環境譲与税を有効に活用することにより、森林整備の推進を図ります。
③ヒバ(ヒノキアスナロ)の植樹を継続的に実施するとともに、植栽年数を経過したヒバ林の保育推進を図ります。

具体的な施策

●重点施策

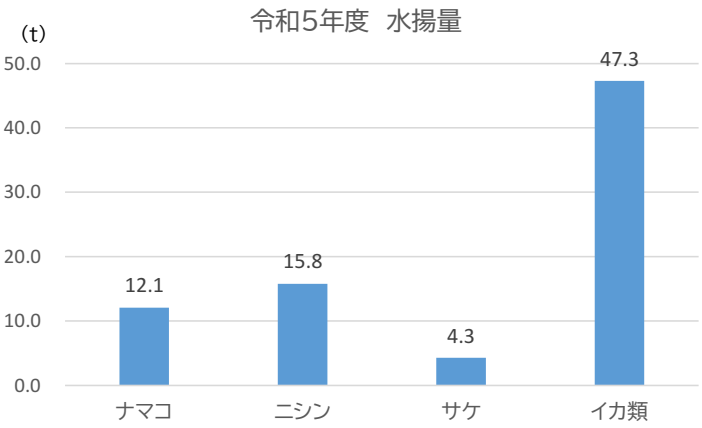
施 策 名	主 な 事 業
森林整備の推進	■森林経営計画の作成促進 ■森林整備計画の着実な実行 ■森林環境譲与税の効果的な活用

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
森林経営の安定	■民有林における森林経営計画の作成促進 ■林業の担い手の育成、確保 ■林業の経営基盤の強化 ■保育・間伐の協同施業、作業道の共同設置など施業の集約化、路網整備による低コスト施業の促進 ■木材等生産機能の強化 ■間伐材の利用促進 ■補助事業(森林環境保全直接支援事業)を活用した植栽・下刈り・枝打ち・除伐・間伐等の施業の推進 ■スマート林業の推進に向けた環境整備
森林の公益的機能の充実	■水源涵養機能・山地防災防止機能の強化 ■生活環境保全機能・保健文化機能の強化 ■森林づくりに対する理解の促進、植樹・育樹活動への参加促進 ■道南スギ・ヒバ(ヒノキアスナロ)の有効活用 ■豊かな森づくり推進事業等による無立木地の解消 ■森林環境譲与税を活用した森林整備推進による公益的機能の保持 ■木育を通じた森林づくりや木材利用に対する理解の促進

(3)漁業

これまでの取り組み

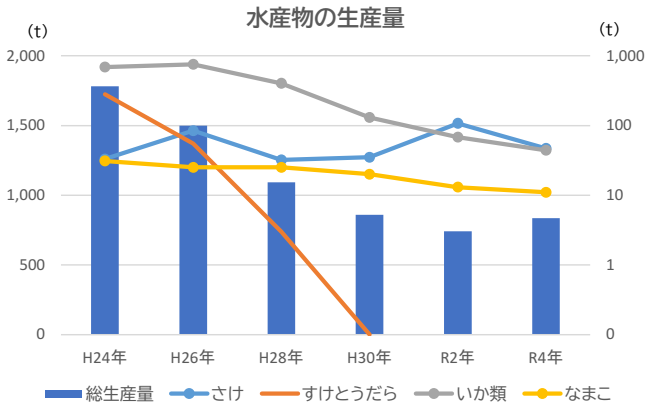


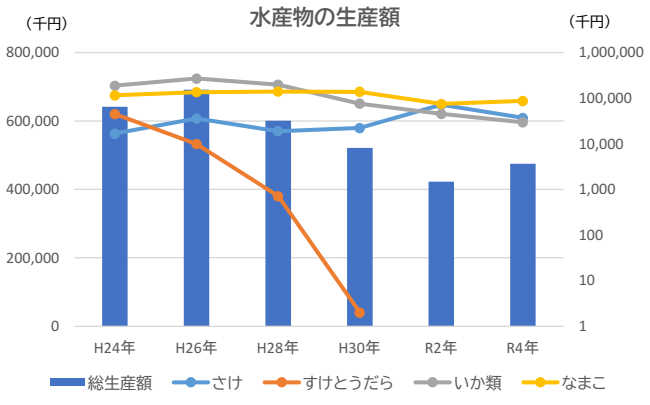
①付加価値向上の取り組みとして、活魚パックシステム一式の導入を行いましたが、サイズや対象種が限られてしまうことから、活用が進んでおりません。平成28年に設立した活〆鮮魚販売部会による活締め・神経締め技術の確立、平成29年に設立した江差ナマコ協議会販売促進部によるフリーズドライナマコの開発など、漁業者による新たな経営体の組織化や付加価値向上の取り組みを支援しました。また、付加価値向上のためには他業種との連携も重要であり、「三業懇話会」を実施しました。

②栽培漁業を推進する中で、ニシンの水揚量があがってきています。当町に縁の深い魚種であることから、継続的に種苗放流等の取り組みを助成しながら、町内における利用促進を図っていく必要があります。

③アワビ、ウニ、ニシンの種苗放流やウニの深浅移植放流、サケ増殖事業のほか、マナマコの人工種苗の生産や港湾内の静穏域を活用したトラウトサーモンなど養殖試験の実施、コンブ・ワカメ・ホヤ・エゾキンチャクガイ・イワノリなど新たな増養殖技術の検証、江差沖に魚礁を設置するなど、増養殖技術の確立や沿岸漁場造成による栽培漁業を推進し、漁業経営の安定化を図りました。

④水産業及び漁村は種々の多面的機能を提供する役割を担っており、漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する取り組みを支援し、水産業の再生・漁村の活性化を図るため、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、環境・生態系保全、海の安全確保に取り組んできました。平成24年から禁漁を行っているエゾバカガイについても、現状・資源状況を把握するため事業を活用していましたが、資源増加が見られない結果が続き調査等の実施体制も整わず、平成29年度で活動を休止しました。





資料：北海道水産現勢

◇成果指標

指　標　名	現状値(令和5年度)	後期基本計画の目標値(令和11年度)
ニシン地産地消・外商(漁獲高)	15.8t	24t
ナマコの漁獲高	12.1t	15t
新規漁業就業者	0人	1人
トラウトサーモンの漁獲高	10t	28t

現状と課題

●重点(重要)課題

・付加価値を向上し、当町独自の水産ブランドを確立することで、新たな担い手が生活できる、家族を養える環境を創っていく必要があります。

■継続的な課題

・漁業は当町の基幹産業のひとつですが、漁業者の高齢化などの要因から漁業経営体数は減少傾向にあり、新たな担い手の確保が課題です。

・回遊性魚種の資源、魚価変動に影響されない前浜づくりが必要であり、種苗放流による資源の維持増大を継続するほか、新たな増養殖対象種の検討を進める必要があります。

・簡易種苗生産や蓄養機能を備えた増養殖施設等のあり方についても検討が必要です。

・近年、中国の経済発展に伴い、中華料理の高級食材としてのナマコの人気が高まっており、特に、檜山産のナマコは形がよく、高値で取引されています。令和5年度のひやま漁協全体の水揚げでは第1位で、金額は約6億5千万円となりましたが、近年のアルプス処理水に伴う日本水産物輸入禁止の影響による単価の下落など、先行きが不透明であり、将来に向けた持続性といったところでは懸念が残ります。

基本方針

①漁業の持続性について検討することは重要ですが、当面は、水産物の付加価値を向上させることで漁業を強化していくことが最も重要です。このため、異業種間の連携などをさらに推進し、ブランド力の向上に取り組みます。
②持続可能な漁業のために、栽培漁業を推進します。
③新たな水産資源の活用に向けて、増養殖技術の確立に取り組みます。
④漁業の担い手も減少傾向であり、担い手対策に取り組むとともに、施設のあり方についても検討を行います。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
販売戦略の推進	■水産物の付加価値向上 ■地産地消・地産外商の推進

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
漁業生産基盤の整備 （漁場づくり）	■江差藻場漁場（増殖場）による魚礁設置 ■ブルーカーボンの取り組み
栽培漁業定着推進 （資源づくり）	■サケ海中飼育推進 ■ウニ栽培漁業推進 ■マナマコ栽培漁業推進 ■トラウトサーモン養殖漁業推進
担い手の育成	■若手漁業者の人材育成のため研修の取り組み推進 ■新規漁業者への財政支援（奨励金）
漁業近代化施設の整備	■漁船漁業振興及び流通多角化の推進
広域的漁業生産基盤の確立	■ひやま地域ニシン復興対策 ■秋サケ資源増大対策
漁業経営の安定化	■漁業経営基盤安定化対策事業の推進 ■スマート漁業の推進に向けた環境整備

（4）商工業

これまでの取り組み

①既存商店については、高齢化に伴う継業や事業承継が課題となるなか、持続経営に向け、商店街を専ら「商店」の街から、地域住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応える「生活を支える街」へと捉え直すこととしました。利活用の最適化を図りながら日常的な商店街の利用を促進し、賑わい創出を目的として令和3年度に持続可能な商店街づくり事業を制度設計し、商店街の自主的な取り組みに対する補助事業での支援に取り組みました。

②中心市街地である上町地区の交流人口の増加と回遊性の向上による賑わい創出のため、旧江光ビル跡地に「コミュニティプラザえさし」を整備しました。

③地場資源の活用として、「一×二×三業懇話会」での「紅金時豆からはじまる喜よ豆プロジェクト」の継続的な実施などにより、一次産業と商工業の連携の推進に取り組みました。また販路拡大のために、広域連携による販売PRや、ぷらっと江差を中心とした流通促進のほか、地場産物の地産地消の推進を図るため産直マルシェ軽トラ市の開催に取り組んでいます。

④特典付ふるさと納税の推進のため、平成 28 年度から職員を配置して、町内事業者回りを強化、新たな返礼品の掘り起こしをしながら、各事業所が「稼ぐ力」・「儲ける仕組」を構築し、特産品の PR 及び自主財源の確保に取り組みました。

⑤平成29年度に江差町創業支援事業計画を策定し、令和9年度まで計画を延長しており、町内の起業・創業に対するワンストップ窓口の開設や各種の支援策を講じてきました。

◇成果指標

指 標 名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
商業者数（商業者数調査（北海道商工会連合会取りまとめ））	110事業所 （令和3年度）	110事業所
工業者数（経済構造実態調査）	8事業所	8事業所
企業版ふるさと納税	R2～R5年度 25,700千円	後期基本計画期間中 （R7～R11年度） 180,000千円以上
ふるさと応援寄附金額	218,374千円	200,000千円以上

現状と課題

●重点（重要）課題

・人口減少、高齢化の現状にあって、商工業者の経営安定化や事業承継が困難となっています。

・商店街が地域住民の身近な存在であり続け商店だからこそのサービスや商品提供、地域住民が集い賑わいを生み続ける「生活を支える街」として持続可能な商店街づくりへの対策の推進が必要です。

・商店街が賑わいその機能を発揮するためには、空き店舗対策の推進が必要です。

・コミュニティプラザえさしを活用した商店街の賑わい創出にむけた各種事業を実施します。
・平成30年度の制度改正に伴い、ふるさと応援寄附金総額及び件数が当初は伸び悩みましたが、令和元年末には大きく増加し、令和4年末には前期基本計画の目標値1億円を突破し、令和5年末には江差町中期財政運営方針の目標値2億円を達成しました。当町出身者に関わらず全国各地の方に魅力を感じてもらえるまちづくりを進め、ふるさと応援寄附金額の増加による地域振興を図るとともに、関係人口の増加につなげていくことが大切です。

■継続的な課題
・全体としては、商店数は減少傾向にありますが、柳崎地区に商業施設を誘致できたことにより、町全体で減少傾向にあった商業関連指標（従業者数、年間商品販売額等）が改善しています。しかし、北部地区に限定された改善と考えられ、中心市街地については検討が必要です。
・当町はこれまで商業を中心に発展してきた経緯もあり、地場資源を活用するための加工場等の工業展開は課題です。工業関連指標（従業者数、製造品出荷額等）については、目立った下落はなく、既存事業所については継業している状況です。
・当町の市街地では大きく2つの商店街が形成されておりますが、近年になり、大手ドラッグストアやコンビニエンスストア等が市街地へ進出してきたことから、商店街で買い物をする顧客が減少する傾向にあります。

基本方針

①住民の生活利便を確保するためには、商業が維持されることは重要です。当町の北部地域の商業が目覚ましく発展したため、遊休地の活用などを含めた中心市街地の方向性などを検討します。
②既存商店街の維持については、各商店街や江差商工会、関係機関とも連携し、商店街が主体となった行事への支援による賑わいの創出を図ります。
③商店街利用の新規顧客を獲得するうえでキャッシュレス決裁の導入は重要であり、消費者の利便性向上、事業者の生産性向上を図る手段としてキャッシュレス化への取り組みに対する支援などを検討します。
④農水産物などの地域資源を地域産業の資源として積極的に活用できる条件整備を図ります。
⑤ふるさと納税については、事業者との連携を密に行いながら進めるとともに、企業版ふるさと納税の活用を目指します。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
商店街の拠点化	■拠点となる商店街の維持及び賑わいの創出 ■空洞化が進む中心市街地及び商店街の活性化（コミュニティプラザえさしの利活用の推進・上町街区全体の土地利用等の推進）
商店街の維持	■商工業者の経営安定化及び事業継承への取組の推進
ふるさと納税の推進	■特典付きふるさと納税の推進、企業版ふるさと納税の活用
キャッシュレス化の推進	■キャッシュレス化推進のための環境整備等

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
快適な買い物環境の整備	■買い物しやすい環境づくり（景観形成、花いっぱい運動、バリアフリー対策等）の推進 ■官民連携による買い物の利便性向上対策の推進
商店街活性化の推進	■商店街の魅力を高めるための取り組みの推進 ■空き店舗対策事業の推進 ■江差商工会との連携による商業振興策の推進 ■官民連携による買い物の利便性向上対策の推進 ■住民が地元で買い物をする意識の向上対策 ■中小企業及び小規模事業者の経営安定化対策の推進 ■小規模事業者への事業継承対策の推進
担い手の育成	■サービスの質の向上に向けた人材育成等研修の推進
地場資源を活用した工業振興の支援	■技能技術訓練の多様化、時代ニーズにあった技能者の養成（人材開発センターの活用） ■工業技術センターや食品加工研究センター等の研究機関の利活用 ■新たな地場産業の創出に向けた情報収集 ■特産品の開発や地場産品のブランド化の取り組み、販路の拡大 ■農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援 ■農水産物などの地域資源を使った特産品づくり（地場で加工できる場所の確保）
産官学連携の推進	■大学、工業試験場、行政等の連携によるネットワーク化の推進 ■企業情報の共有、情報交換による産業支援体制の強化 ■産官学連携による地場産品を活用した高付加価値商品の創出 ■異業種相互で意見交換をする機会の確保（交流の場づくりの支援）

（5）雇用創出

これまでの取り組み

①江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進施策として、地域の雇用創出や産業基盤の強化、交流人口の拡大、地域活性化等、まちづくりに資する各種の取り組みに対してまちづくり推進交付金を創設・交付し、支援を行いました。

②当町における企業の立地及び雇用機会の拡大を促進するため、町内に事業所を新設又は増設する者に対し助成を行う「江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例」を、平成24年に制定しました。この条例に基づき、この間5社へ、新たに雇用した22名に対する雇用奨励助成（13,200 千円）を行い、令和5年度には新たに1社を指定事業所として指定しています。

◇成果指標

指 標 名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
充足率	12.7%	15%
創業・起業件数	累計4件	累計8件

現状と課題

●重点（重要）課題

・商工業者の経営安定と持続

・住民アンケートでは、特に雇用創出への重要度・不満度が高く、住民の課題感の強い施策分野です。

■継続的な課題

・進学等で地元を離れる若者のUターン促進のためには、安定した雇用を創出する必要があります。また、求人業種と求職者が希望する業種の不一致による雇用のミスマッチに対する対策も講じていかなければいけません。

・江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例に基づく、雇用奨励助成の申請については令和5年度に1件を指定事業者として決定しております。一方、同年度に創設した江差町まちづくり推進交付金（空き店舗等再生促進事業）を活用して5件の起業がありました。

基本方針

①当町が地域を維持するためには、転入を促進することが最も重要ですが、そのためには地元に雇用がなければ、転入しても生活ができません。他の産業の施策とあわせて、町内のしごとの創出に取り組みます。また、人材不足が顕著である業種と求職者が望む業種との雇用のミスマッチの解消に取り組みます。

②ハローワーク等と連携し、雇用に関連した情報提供などを推進します。

③若者などが地域で働くことができるために雇用環境の充実を図ります。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
創業支援事業	■商工会・信用金庫と連携した創業支援のワンストップ窓口 ■登録免許税の軽減 ■信用保証協会の保証枠の拡大

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
起業の支援	■新事業に取り組む事業者への支援（情報提供等のサポート）
雇用拡大を見込む事業展開への支援	■雇用拡大に取り組む企業等に対する助成
中小企業融資制度	■町が金融機関の窓口を通じて中小企業に融資
産業資金貸付	■産業団体の健全な発達を図るため、町が事業運営に必要な資金を貸し付け

（6）観光・江差追分

これまでの取り組み

①平成31年に当町の観光振興の核となる「一般社団法人北海道江差観光みらい機構」が本格稼働し、令和4年には、地域 DMO に登録となり、地域の「稼ぐ力」を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくりマネジメントへの機能強化を図るべく具体的な行動計画に基づいた観光メニューの構築や運用に取り組んでいます。

②平成29年に北海道第1号となる「日本遺産」の認定を受け、令和5年に継続認定となりました。日本遺産を観光まちづくりの中核と位置付け、「日本遺産」や「日本で最も美しい村連合」のブランド力を活用した当町の魅力発信に取り組んでいます。

③一般社団法人江差観光みらい機構が、令和3年より、日本財団の助成金を活用し、新たな体験プログラム「マリンピング」事業を展開しており、かもめ島周辺の魅力、賑わい創出のため当町も支援をし、一体となって取り組んでいます。

④新型コロナウイルス感染症の流行拡大により令和2年～令和3年の2年間中止が余儀なくされた、江差追分全国大会も令和6年に60回の記念大会を迎え「正調江差追分節・次世代への継承」をテーマに開催しました。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
観光入込客数	249千人	382千人
宿泊客延べ数	19千人	22千人
旅行消費額	4,686円/人	8,000円/人
来訪者満足度	83.1%	89.0%
リピーター率	42.3%	60.8%
新規会員数（江差追分会）	69人	110人

現状と課題

●重点（重要）課題

・当町の観光入込客数は、令和元年まで毎年約30万人以上訪れていましたが、令和2年の新型コロナウイルス感染症により、約7万人まで減少となりました。新型コロナウイルス感染症の類型変更により全国的に観光需要は回復傾向にあり、当町においても令和5年の観光入込客数は約25万人となりましたが、コロナ前までは回復していないのが現状です。

・当町の観光の強みは、町のシンボル「かもめ島」をはじめとした自然環境と、地域の人々が大切に守ってきた、日本遺産構成文化財に代表される歴史や文化、有形、無形の文化遺産です。日本遺産については、再審査の結果条件付き認定となったことをうけ、今一度、日本遺産を観光まちづくりの中核として位置付けた事業展開や北海道江差観光みらい機構で実施している新たな体験コンテンツ

「マリンピング」事業、さらには、北の江の島構想による、「道の駅」と連動させた取り組みが必要です。

・当町の宿泊受容数は減少傾向にあり、宿泊を伴う観光受入体制は厳しい状況にありますが、観光による地域経済の活性化に向け、滞在時間の延長や宿泊観光に繋がるよう体験型観光、着地型観光の推進が必要です。

・当町には誇るべき歴史的資産が数多く存在する中で幕末の軍艦を復元した「開陽丸記念館」が開設後、30年以上も経過し、建築や設備の老朽化や外観上の問題が表面化しています。また、展示面では平成 14 年度のリニューアル以降は常設展示の全体的な更新を行っておらず、来館者のリピーターを呼び込みにくい状況にあります。

・江差追分の普及伝承を担う江差追分会は、全国的に少子高齢化に加え民謡離れが進む中、会員はピーク時の2分の1に減少し、かつ70歳以上が65％となっています。幅広い愛好者の拡大に向け、学校教育とも連携した取り組みなど、江差追分の魅力について発信を強化しなければなりません。

■継続的な課題

・観光客をひきつける当町特有の資源は、これからの人口減少社会においてその維持管理に不安を抱えています。サービスの質が維持できるように未来を見すえた対策が必要です。

・当町における観光客入込の特徴として繁忙期と閑散期の格差と、閑散期が長いことがあげられます。今後、観光で経済振興を進めるうえでは、繁忙期では滞在時間をより長くしてもらうため、閑散期にも江差を目指してもらうための魅力づくりが必要です。

・道内観光地と比較して他をリードしているのが、住民のホスピタリティ（心のこもったもてなし）です。例として、地域住民によるいにしえ街道での植栽事業、地域住民が立ち上げた観光ガイド・観光施設の案内人があげられますが、これらの取り組みを将来にもつながるようサポートが必要です。

・函館空港やJR函館駅・新函館北斗駅・木古内駅から当町までのアクセスは、所要時間が長く改善が必要です。また、コロナ禍以降、旅行形態も個人型観光による、私用車、レンタカー利用が多くなってきているため、わかりやすく地域外の誰もが利用しやすい駐車場の確保も必要です。

基本方針

①日本遺産を観光まちづくりの中核と位置付け、構成文化財の歴史文化を活用しながら、当町の魅力を発信し、「日本遺産のまち」としての認知度向上と観光資源化に努めます。また、あわせて、日本で最も美しい村連合の景観資源の活用、北の江の島構想による「拠点施設」や開陽丸の拠点整備、かもめ島マリンピング事業と連動した観光誘客に取り組みます。

②北海道江差観光みらい機構（DMO）の観光地域づくりにおけるマネジメント力の強化を図り、体験型観光・着地型観光を推進し、地域の「稼ぐ」仕組みづくりを構築します。

③江差追分の愛好者の拡大に向け、江差追分の魅力を広くつたえる機会を創出するとともに、後継者育成に取り組みます。

④開陽丸記念館の大規模改修を前提としたハード・ソフト面からのリニューアルに向けた取組みを進めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
北の江の島構想事業（かもめ島周辺）の着実な実行	■具体的な推進方策と工程等の検討 ■具体的な事務事業の計画的かつ着実な実行 ■「開陽丸青少年センター」と「北海道江差観光みらい機構」の役割分担や組織のあり方の検討 ■マリンスポーツ交流センターの利用促進（体験メニューの充実、マリンスポーツ大会の誘致） ■かもめ島散策の充実化 ■開陽丸記念館の展示リニューアルと外装改修計画の検討
DMOの組織運営強化	■DMOの基盤強化 ・北海道江差観光みらい機構の中期計画策定 ・観光マネジメント力の強化と人材育成 ・体験観光プログラムの充実と推進
日本遺産の取り組み強化	■日本遺産を通じた地域活性化計画 ・HP、SNS を活用したタビマエ情報、構成文化財等の情報発信が可能な体制強化 ・ガイダンス施設、構成文化財周遊マップなど日本遺産ストーリーを体感できる仕組みを構築 ・ニシンを活用した商品開発など、観光メニューの商品化による稼ぐ仕組みを構築 ・日本遺産と紐づく町内既存イベントと連動した取り組み強化
江差追分の普及伝承	■江差追分の魅力発信・向上 ・全国、全道大会など含めた各種イベントでの披露機会の追及 ・追分愛好者が今後も江差に訪れるよう魅力ある指導者の育成 ・指導に係る DVD や YouTube 等での配信 ・江差追分全国大会映像のアーカイブ配信 ■江差追分愛好者の拡大（後継者育成） ・「江差追分に町民みんなで親しもう条例」による取り組みの推進 ・小中学校等での江差追分授業の実施 ・江差追分会の時代に即した組織体制の構築や後継者育成の強化

●継続施策

施 策 名	主 な 事 業
「江差を磨く」	■地域資源を有効活用した観光受け入れ体制の推進 ■住民の参画意識の醸成 ■地域ブランディングを促進する観光アイテムの開発
「江差を発信する」	■各種メディアを活用した体系的な江差町のブランド力向上 ■住民・観光客が主体となった観光情報の発信 ■コンテンツ・マネジメントによる観光ポータルサイトの充実 ■江差追分をはじめとした郷土芸能の発信
「江差に誘う」	■公共交通機関等（民間事業者）と連携した2次交通対策 ■広域連携による観光誘客の推進 ■交流人口・関係人口増加に向けた取り組みの強化
「江差で憩う」	■着地型観光を推進するDMS（観光マネジメントシステム）のデザイン ■体験型観光プログラム充実 ■WEB予約・決済機能の導入検討
「江差を経営する」	■北海道江差観光みらい機構を中核組織とした地域マネジメントによる稼ぐ仕組みの構築

基本目標2　あたたかなつながりのある地域・ひとづくり

（7）地域福祉



これまでの取り組み

①町では第5期江差町地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、協働によるすべての住民がともに支え合い、安心して暮らせる地域づくりを進めています。
②第5期江差町地域福祉計画と対となる「実践計画」については、江差町社会福祉協議会が主体的に策定し、施策の推進・促進を担っています。
③平成30年に江差町社会福祉協議会への委託により「江差町成年後見支援センター」が開設されており、権利擁護や成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
民生委員・児童委員・主任児童委員の充足率	93.9%	100%
孤立死者数 ※誰にも看取られずに死後1週間を経過	1人	0人

現状と課題

●重点（重要）課題

・公的な制度による福祉サービス（公助）と、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を生かして活動していく、隣近所に住む人や友人などによる支え合い・助け合い（互助）、医療、年金、介護保険など制度化された相互扶助（共助）の構築を推進・促進する必要があります。

■継続的な課題

・共働き世帯の増加による子育てにかかる負担感の増加、認知症高齢者の増加など、世帯構造の変化に伴い、地域による見守りやつながりの重要性が増加しています。
・長期にわたり避難を要する災害の際には、地域で助け合うことが不可欠であるため、見守り支援体制を維持していく必要があります。
・認知症や障がいにより、財産が侵害されるケースもあるため、支援の必要があります。
・家族規模の縮小化や一人ひとりの生活のあり方の多様化により、家族での支え合いや地域のつながりが従来よりも希薄となっている状況において、高齢世帯の増加や子育て家庭の孤立、虐待の発生などの地域課題に対して、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが困難になっています。
・地域社会の変化に対応するため、地域住民をはじめ、ボランティアや各種団体等と行政がこれまで以上に連携・協力することが求められています。

基本方針

①人口減少・少子高齢化に伴い、地域の助け合い、見守り合いの重要性はますます高まります。関係団体と連携しながら、地域のことを「自分たちごと」とするネットワークづくりに取り組みます。
②判断力が低下した方が、不当に財産を脅かされることがないよう、成年後見制度等の適切な運用を行います。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
包括支援体制の充実	■自助・互助・共助の普及促進

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
地域福祉の意識づくり	■地域福祉の重要性に関する普及・啓発活動の推進 ■世代をつなぐ交流機会づくり、交流会への参加 ■子どもたちにボランティア意識を醸成する地域での取り組み
地域福祉の推進体制の充実	■江差町社会福祉協議会との連携強化 ■町内会や自治会、民生委員児童委員協議会などとの連携 ■民生児童委員等との情報共有や成年後見支援センターとの連携
地域福祉活動の推進	■地域住民の参加による多様な福祉活動の促進（地域で高齢者や障がい者、子どもを見守り支える地域福祉活動など） ■江差町ボランティアセンターの活動周知

（8）子ども・子育て支援



これまでの取り組み

①平成26年度から保育料の無償化に取り組み、平成30年には第3子以降無償化、第2子以降の3歳未満児無償化まで、対象範囲を拡大しました。また、令和元年 10 月よりすべての3歳児から5歳児までに加え、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯について、保育料を無償化しています。保育料以外の経済的支援として、おむつ代や副食費無償化（3歳～5歳児）を行っています。子ども医療費の助成も、対象を高校生までに拡大しています。

②放課後対策として、令和元年度から町立学童保育所のなかよし児童会（江差小）とつばさ児童会（南が丘小）双方の開設時間を18時までに延長しました。また、学校との連携強化のために、定期的に連携会議を開催し、令和6年度から水堀学童保育所については、町立となっています。

③平成30年より不妊治療費の助成を開始して、令和3年度には助成額の上限を拡充しました。令和4年度には不妊治療の保険適用化に伴い、道の助成制度が廃止され、保険適用後の助成制度に切り替わりました。令和5年度にはメールでの相談や先進不妊治療も助成の対象とするなど制度の充実化を図り、妊娠前からの支援を行っています。

④北部保育所（日明・水堀）については、施設の老朽化や園児数の減少等から、道立病院院内保育所を無償で貸付けを受け、保護者や地域等の理解を得て、令和8年度に統合します。

⑤町内各中学校区に青少年健全育成会議を組織し、子どもたちの見守り活動や 110 番の家ステッカー事業、健全育成標語やポスター募集などの事業を継続して実施しています。学校、地域、家庭の連携した健全育成が定着しています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
幼児教育・保育施設の入所率	75.2%	80%
幼児教育・保育待機者	0人	0人
子育て支援拠点事業利用割合 （未就園児に対する利用割合）	28%	30%
学童保育所	3か所	3か所
放課後児童支援員・補助員 （学童保育所1か所あたり）	3人/施設	3人/施設
児童虐待対処割合	100%	100%
不妊治療制度利用状況 ※対応人数÷申請人数	100%	100%
産後充分なケアを受けることができた人の割合 ※4カ月児健康診査問診票の全設問で「はい」と回答した人の割合	84.6%	95%

現状と課題

●重点(重要)課題

・子育てする家庭だけではなく、近隣住民や地域住民による見守り、民生委員等による相談支援体制の充実、地域内外の資源の活用など、地域が一体となって子育てができる環境づくりを整備する必要があります。

15 歳未満人口、保育所・幼稚園入所の推移　（単位：人、％）

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	0～5 歳	310	268	276	257	214	191	175	168	147	147
	6～14 歳	556	521	499	471	442	403	377	348	327	317
	計	866	789	775	728	656	594	552	516	474	464
入所	保育所	108	98	93	100	101	94	88	88	62	67
	幼稚園	57	58	56	52	38	39	36	41	38	44
	計	165	156	149	152	139	133	124	129	100	111
	入所割合	53.2%	58.2%	54.0%	59.1%	65.0%	69.6%	70.9%	76.8%	68.0%	75.5%

人口：4 月 1 日現在の住民登録者数

利用：保育所は 4 月 1 日現在、幼稚園は5月1日現在

■継続的な課題

・共働き世帯が増加傾向にありますが、当町に待機児童はなく、未就学期のお子さんに対する保育の受け皿は充足している状況です。しかしながら、令和元年10月から幼児教育・保育無償化となり、教育・保育に対するニーズ変化に対応する必要があります。また、私立江差幼稚園が令和2年度から認定こども園へ移行したことから、当町全体の供給体制についても再検討する必要があります。小学生においても放課後の居場所の確保が必要です。

・保護者からの子どもの遊び場についてのニーズは高く、小学校には児童が要望した遊具が設置され、子どもの屋内の居場所としてはエコーが整備されたところですが、今後、北の江の島構想による子どもの遊び場の整備が待たれます。

基本方針

①子どもはまちの希望というべきもので、住民の活力にもつながります。子育て支援だけでなく、子どもの育ちに資する施策を推進することで、子どもの最善の利益の実現に取り組みます。

②放課後における遊びや生活の場を確保する「放課後学童保育所」について、保護者が安心して預けることができるよう、環境整備に努めます。

③江差町青少年健全育成会議のさらなる充実に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
子どもの未来応援	■子どもの多様な体験への支援 ■子どもの遊び場の整備計画の推進 ■ネットワークによる虐待防止、育児放棄等への対応 ■小中学校の給食費の無償化や幼児教育・保育施設における副食費の無償化 ■保護者への就労支援 ■家庭や学校だけでなく、地域全体で学びを支える仕組みの検討

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
子育て支援体制の充実	■指導の重点や指導内容を明確にした特色ある教育課程の編成実施・評価改善 ■異年齢集団や小・中学校、高齢者等との交流活動による人間関係の醸成 ■一人ひとりの発達段階に応じた支援の工夫や指導力の向上を図る研修の充実 ■基本的な生活習慣の形成を目指した家庭・地域等との連携強化 ■幼保小連携の推進（特に特別支援教育分野） ■多様な子育て支援体制の検討 ■子育て応援券の交付 ■不妊治療費助成事業 ■他市町村の医療機関で受診する妊産婦健診及び出産時の交通費を助成 ■第3子以降の保育料（保育所・認定こども園）無償化 ■3歳児から5歳児までの子どもと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの保育料の無償化 ■子育て支援センター運営（日明保育所） ■子育て支援相談・なかよし広場開設（かもめ・水堀保育所）
地域による子育て支援	■出産・育児に対する不安を解消し、育児相談や見守り支援体制の充実など、子育てを地域全体で支援できる体制づくり
青少年健全育成の推進	■青少年の健全育成に関する関係機関のネットワークの充実・強化 ■ネットワークを活用した青少年健全育成に対する総合的な取り組みの推進

（9）高齢者福祉・介護保険



これまでの取り組み

①高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加に加え、当町の高齢化率は約 40％となり、要介護認定者数も令和5年度では21．9％まで増加しました。そのため、介護サービス等の充実を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みました。

②介護保険事業の安定的運営のために、介護給付費等適正化事業の要介護認定の適正化、ケアプラン・住宅改修等の点検を推進し、町指定事業所に対する指導などにも取り組みました。

③日常生活に不安や困難を抱える高齢者を対象に、緊急通報システムの設置や、除雪支援を行いました。また、すべての65歳以上の高齢者を対象とした路線バスの利用料半額助成を行いました。

④南檜山圏域の「徘徊、見守りSOSネットワーク」の構築に合わせて、町独自の「高齢者見守り支え合いネットワークチーム江差」の構築を行い、町全体で認知症等の方々が安心して暮らし続けられるよう、見守る仕組みと合わせて地域支え合いネットワークチームえさし加盟店との情報共有を強化しました。

⑤住民主体の活動を推進していくため、介護保険制度における生活支援体制整備事業の1層協議体である「地域支え合い協議体」及び2層協議体の「ネクストイノベーション」を実施し、住民が中心となる支え合いの仕組みづくりに取り組みました。

⑥認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携を強化し、認知症の早期の段階から適切な診断と対応を図るため、サポート医と協働で初期集中支援チームの活動を行いました。また、令和2年度から成年後見センター運営業務を社会福祉協議会へ委託し、高齢者等の権利を擁護する取り組みを、地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し取り組みを進めました。

⑦高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、町内医療機関や介護サービス事業所、介護支援専門員と共に、看取り、感染症や災害への備え、緊急時の対応力強化を目的にリモートを活用した定期カンファレンスの開催、定着に取り組みました。

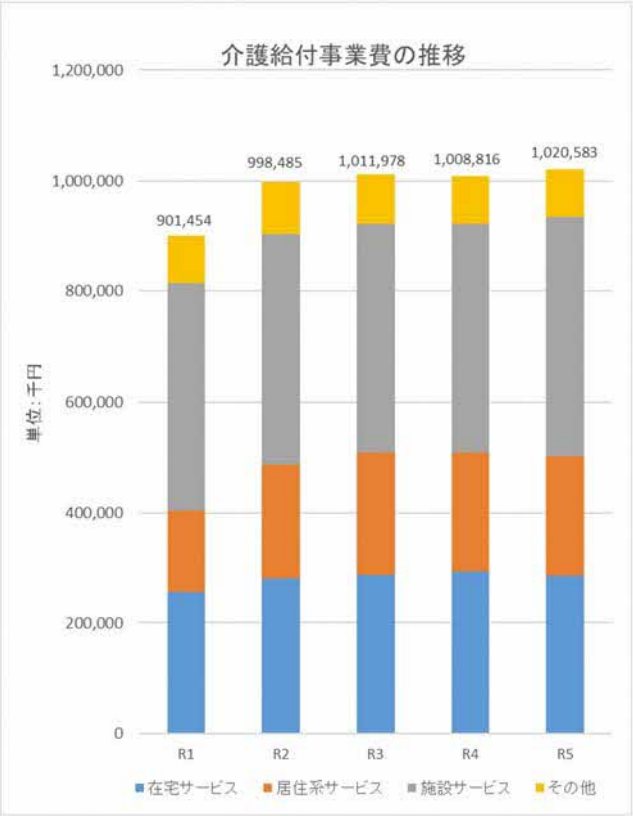
◇成果指標

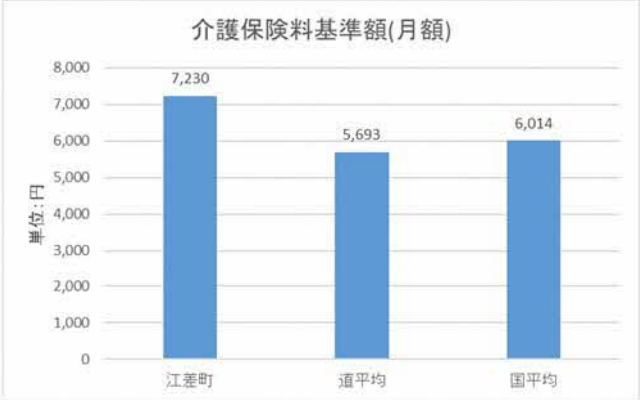
指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
介護保険制度出前講座参加者数	29人	50人
認知症サポーター養成者数	26人	50人
認知症カフェ参加者数	203人	200人
チーム江差加入店相談件数	25件	20件
介護予防教室の開催	10か所　延べ753人	15か所　延べ700人
介護サービス利用待機者数	30人	0人

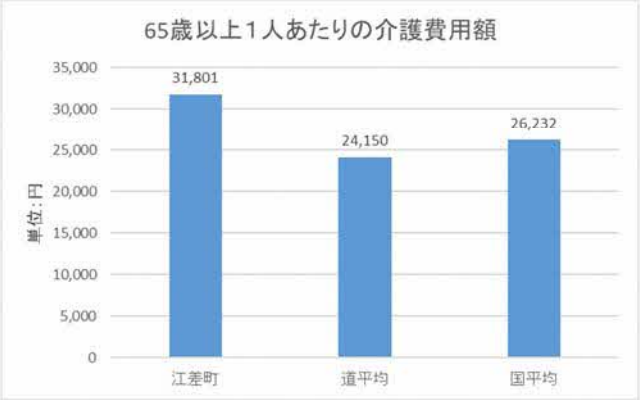
現状と課題

●重点(重要)課題

・当町の介護費用額を、高齢者1人あたりでみると、全国、全道よりも高く、介護保険料も高水準となっていることから、介護予防や健康増進による健康寿命延伸が必要です。







■継続的な課題

・人口減少による地域の担い手不足や医療介護専門職不足により、サービスが必要な方への支援が不足することが見込まれます。そのため、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進していく必要があります。

基本方針

①介護予防・健康寿命の延伸につながる事業を推進するとともに、適切な支援が届くよう体制づくりに努めます。
②住民主体で介護予防・認知症施策・生活支援体制整備が一体的に推進していくことで、高齢者に必要な支援が行き届く体制づくりに努めます。
③医療介護の連携が包括的に行われていくことで、住み慣れた地域で暮らし続けていくことができる体制づくりに努めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
地域包括ケアシステムの推進	■医療介護の専門職と地域住民が結びつく共有ツールを活用できる仕組みづくり ■住民主体の活動が活発化できる生活支援体制整備 ■見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進 ■介護予防を各地区で自主的に取り組むための体制整備 ■認知症対策への取り組みの推進 ■家族介護への支援 ■「住まい」における個々の対象者に応じた生活上の課題を把握し、関係機関との協力・連携体制による生活支援への取り組み ■運動機器を活用した自主的な健康づくりの場の提供 ■介護人材の確保と地域資源の活用への取り組みの推進
高齢者等在宅生活の推進	■冬期間の安心した日常生活を確保するための除雪作業困難者へのサービスの推進 ■緊急時対応への連携システムの推進 ■高齢者の移動手段を確保するための社会資源活用への支援 ■一般交通機関での外出困難者への移動手段の確保
介護保険サービスの充実・適正化	■指定事業所への指導・監査の実施 ■質確保のための学習機会の充実 ■介護予防事業の充実（一般高齢者及び軽度者が受けられるサービスの充実） ■介護予防ケアマネジメントの推進 ■総合事業サービスの新たな枠組みの構築
介護予防の推進	■健康づくりによる地域住民と協働した活動と介護予防の連携による啓発 ■介護予防の周知・啓発（介護予防が身近なことになる環境づくり） ■町内の各地域や各組織において、自主的に介護予防に取り組む体制づくりの推進

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
高齢者福祉の推進体制の充実	■社会福祉委員（民生委員）や社会福祉協議会、介護事業所などの関係機関との連携 ■独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討
高齢者の見守り体制の充実	■独居高齢者の生活をサポートする地域住民の取り組み ■高齢者の外出、ふれあいの機会づくり
高齢者福祉施設の充実	■在宅型総合福祉施設「まるやま」、生きがい交流センター、老人福祉センターの効果的な活用
高齢者の社会参加の促進	■老人クラブ活動や高齢者事業団の活動についての PR など会員増加に向けた取り組み ■世代間交流やリーダー育成などを通じた老人クラブの新規会員の加入促進 ■高齢者リーダー育成事業、世代間交流事業の推進 ■高齢者が働く場や社会参加の場へ積極的に参加するための支援

（10）障がい者福祉

これまでの取り組み

①平成15年の支援費制度の施行から平成18年の障害者自立支援法（平成25年には障害者総合支援法へと改名）への移行へと障害者施策は近年大きな変革を遂げ、それに伴い市町村も様々な取り組みを実施してきました。地域生活支援事業では、町として障がい者の自立や社会参加等を拡大する移動支援事業や意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業等の実施や、障害者医療に係る自立支援医療（更生医療、育成医療、療養介護医療）の支給決定等を行っています。また、障害福祉サービスの事業所からの相談や利用の決定にかかる様々な取り組みを行っています。

②また、法律の改正により障害福祉計画は、市町村・都道府県が作成するものとされ、町では、平成18年度から3年間を計画期間とする江差町障がい福祉計画を策定していましたが、令和6年度から北海道では6年間を計画期間と定め、名称も改めたことから江差町も北海道と整合性を保つため、令和6年度から令和11年度の6年間を期間とする「第1期江差町障がい福祉プラン」を策定しています。このプランは障がい児福祉計画と障害者基本計画も包含した内容となっています。

③第1期江差町障がい福祉プランは、「障がいのある人が自らの決定に基づき、安心して地域で暮らせる共生社会の実現」を基本理念に掲げ、相談支援、就労支援等の充実や権利擁護の観点から国からもガイドラインが示されている「意思決定支援」の推進等を重点施策としています。また計画では、障がい福祉施策にかかる数値目標を掲げ、PDCA サイクルの理念のもと、江差町障がい者地域自立支援協議会による進捗状況の管理が継続して行われています。

④江差町内の就労支援事業所は、これまで社会福祉法人あすなろ福祉会の事業所のみでしたが、令和3年度に新たな事業所が開設されました。またコロナ禍以降、テレワークによる遠隔利用が可能となったことから、自らの希望に沿ったサービスを選択出来るよう、相談支援の際に事業の周知を図ってきました。

⑤かねてから保護者からの要望があった放課後デイサービスたまみずきの利用に係る移送サービス事業を、令和6年1月から実施しています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
障がい者虐待対処割合	100%	100%

現状と課題

●重点（重要）課題

・全国的に介護職員の不足が課題となっている中、町内の施設やヘルパー事業所も同様に人員不足が課題となっています。現時点でサービスを利用出来ない方はいませんが、今後も希望するサービスが利用出来るよう、各事業所の状況を把握しながら連携を密に行う必要があります。

・国では障がい者自身の意思決定支援のガイドラインが発出されていますが、まだ十分に周知されていないことが課題です。今後は町としてガイドラインに沿った意思決定を尊重出来る支援を行えるように各関係機関と連携を図ります。

■継続的な課題

・身体障害者手帳を持つ方が541人、療育手帳を持つ方が185人、精神障害者保健福祉手帳を持つ方が51人います（令和6年度末現在）。障がい別では、1級の腎機能障害が平成30年度と比較すると10名増となり、透析治療患者が増えている傾向です。また、精神保健福祉手帳所持者も全体で12 名の増となっています。

・江差町の障がいに関する相談は、役場の窓口でも受け付けていますが、あすなろ相談支援センターに一般相談を委託しているところですが、あすなろ相談支援センターの利用が少なく、町の窓口に直接相談や電話が来ることが多い現状です。利用増を図るためにも町内に相談支援の専門職がいるあすなろ相談支援センターがあることを、今後もさらに周知する必要があります。

身体障害者手帳所持者数（R6.3.31 現在）

障　害　別	1級	2 級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	11	7	4	3	6	6	37
聴覚・平行機能	0	10	1	14	0	18	43
音声・言語・咀嚼機能	1	0	2	1	0	0	4
肢体不自由・運動機能	54	42	61	83	42	11	293
心臓機能	80	0	8	7	0	0	95
じん臓機能	35	0	4	0	0	0	39
呼吸器機能	1	0	1	2	0	0	4
ぼうこう又は直腸機能	0	0	2	21	0	0	23
小腸機能	0	0	0	2	0	0	2
免疫機能	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能	1	0	0	0	0	0	1
合　　計	183	59	83	133	48	35	541

精神保健福祉手帳所持者数（R6.3.31 現在）

等級別	1 級	6
	2 級	26
	3 級	19
合計		51

療育手帳所持者数（R6.3.31 現在）

障がい程度別	A（重度）	77
	B（中・軽度）	108
合　計		185

基本方針

①障がい者が地域で安心して暮らせるように、自立と共生に向けた支援を行います。
②発達の課題を抱える子どもが、健やかな成長・発達をするための支援を行います。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
意思決定支援の推進	■国が示した意思決定支援のガイドラインの周知と意思決定支援会議等への参画や関係機関との連携

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
障がい者福祉の推進体制の充実	■障がい福祉に関する手引きの更新 ■相談支援センターの周知 ■障がい者団体等の支援 ■江差町障がい者地域自立支援協議会の運営 ■地域自立支援協議会、相談支援センター、就業・生活支援センター、発達支援センター、ハローワークなどとの連携
あゆみ共同作業所の充実（地域活動支援センター）	■活動の支援及び施設機能の充実を継続的に推進
子どもの発達支援	■乳幼児検診の充実 ■障がいのある子どもを早期に適切な療育につなげるため、成長段階に応じた療育支援の充実 ■保健担当や上ノ国町子ども発達支援センター、NPO 法人たまみずきとの連携強化 ■学校教育における特別支援教育の充実
相談支援体制の強化	■障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護に必要な支援の充実

（11）健康づくり

これまでの取り組み

①特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組んでいます。また、塩分さしかえレシピ（えさしレシピ）やえさしバトン体操の普及啓発を図り、生活習慣の改善や疾病予防に取り組んでいます。

②子育ての不安感・負担感軽減のため、相談支援を行っています。また、実態把握のできない保護者への対応として、健診未受診者への連絡や保育園や幼稚園等で親子の様子を確認するなどを行っています。

③江差町健康増進計画（別冊　江差町自殺対策計画）、江差町国民健康保険データヘルス計画、江差町国民健康保険特定健診等実施計画を策定し、健康課題を明確にして、保健事業を実施しています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
特定健診受診率	32.6%	50%
がん検診受診率	平均6.3%	平均25%
5年間の自殺死亡率の平均 ※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数	23.9%	8.2%
標準化死亡率 ※実際の死亡数÷理論上の死亡数	82.5%	100%以下を維持

特定健診受診率の推移（%）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
32.9	33.4	32.0	33.0	28.2	36.2	32.0	33.6	33.5	32.6

がん検診受診率（%）

	R1	R2	R3	R4	R5	平均（過去 5 年）
胃	5.0	3.3	4.3	3.4	3.3	3.9
肺	6.0	3.6	5.2	4.6	4.2	4.7
大腸	6.5	4.2	5.9	5.0	4.3	5.2
乳	16.4	12.2	11.4	13.5	11.5	13.0
子宮	9.6	8.6	7.4	8.7	8.3	8.5
全体						6.3

※地域保健報告と一緒の全住民を対象として算出。

現状と課題

●重点(重要)課題

・少子高齢化により、前期高齢者(65 歳～74 歳)の人口に占める割合が増加し、加齢とともに疾病を発症する方が増え、また、独居で生活する方が増えることが予測されます。

・一人ひとりが健康意識を高め、疾病を持ちながらも重症化を予防できる支援が必要です。

・特定健診を受診することは治療のための検査以外に、他の生活習慣病を発見できる重要な機会となります。また、検診でがんの早期発見・早期受診することは、生活の質を維持向上する上で重要です。

■継続的な課題

・成人の保健については、南檜山管内における塩分摂取量が全道平均と比べて多く、健康リスクにつながっていると考えられます。また、当町は運動習慣のある人の割合が、全道平均と比べて低くなっています。健康な食習慣や適度な運動に対する住民の意識を高める必要があります。

・共働き世帯の増加などから、子育てに対する負担感は高まっているおそれがあり、虐待等に至らないよう、負担感の軽減を図る必要があります。

・自殺予防対策を推進するために、心の健康をサポートする体制を充実させる必要があります。

・国では新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、通常時からの訓練なども含めた対策を示す予定となっているため、町でも、今後の新たな感染症等に対し、物資の整備やまん延の防止に伴う体制の見直しを図っていくことが課題です。

・国の動きとして、高齢者保健事業と介護予防事業の一体的実施が求められていることから、関係部署と連携を図り、持続可能な体制を構築していくことが課題となっています。

基本方針

①健康づくりは医療費の抑制につながるため、単に個人の幸福だけではなく、まちの維持にもつながる課題です。今後も健康への意識向上に努めるとともに、子育てにかかる不安感・負担感を切れ目のない支援を継続することにより軽減に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
特定健診・がん検診受診率向上	■受けやすい健診体制の整備 ■特定健診受診率向上対策の強化 ■定期通院者を対象とした「みなし健診」の実施 ■わかりやすい健診案内と情報提供
地区組織活動の育成・充実	■食生活改善推進員・健康推進員の養成講座及び学習会の開催

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
各種健診機会の確保	■後期高齢者医療制度被保険者・生活保護受給者を対象とした一般健診の実施 ■脳ドックの実施 ■肝炎ウイルス検査・エキノコックス症検査の実施
健康づくり気運の盛り上げ	■えさし(塩分さしかえ)レシピ、えさしバトン体操の普及啓発を通し、疾病予防の啓発 ■食生活改善推進協議会や健康推進員と連携した健康教室の実施 ■健康推進員と協働によるノルディックウォーキングの普及推進
特定健診・各種がん検診の事後管理の徹底	■訪問指導の充実 ■各地区を巡回する健診結果説明会の実施 ■特定保健指導実施率向上対策(運動教室・栄養教室の実施) ■糖尿病重症化予防対策(治療中断者・未治療者への支援)
安心して出産できる環境の確保	■妊産婦健康診査の実施による、妊娠期から産後にわたる健康の確保と早期支援の充実 ■学校と連携し、命の大切さを基盤とした健康教育の実施 ■安心して出産ができる環境の整備 ■先天性風疹症候群の予防のための予防接種費用助成や不妊治療費の助成 ■他市町村の医療機関で受診する妊産婦健診及び出産時の交通費を助成
親子の健康の確保	■新生児訪問・乳幼児健診・歯科健診の推進 ■健診未受診者への対応の徹底 ■支援を必要としている親子の早期対応と相談体制の確保・産後に医療機関の宿泊制度を利用し、産後の様々なケアや育児指導の実施
安心して子育てできる環境の確保	■健康な妊娠期、安全な出産、健やかな成長発達のために、切れ目ない相談体制の充実 ■妊婦・出産時に経済的支援として給付金を支給 ■虐待の予防と早期発見、保護者支援 ■子育て支援グループへの支援の実施 ■関係機関や地域と連携した子育て支援の実施 ■研修等による、支援の質の向上
感染症対策の推進	■道と連携し、医療提供体制の確保を図る ■国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応 ■感染症の予防、蔓延防止のための知識や情報の提供 ■各種予防接種に係る費用助成の充実 ■医療機関との連携により接種体制の整備・充実

（12）地域医療

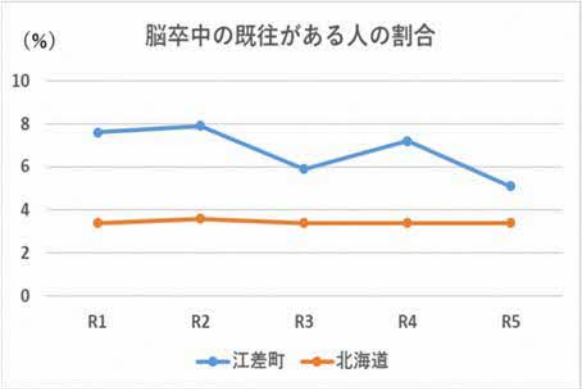
これまでの取り組み

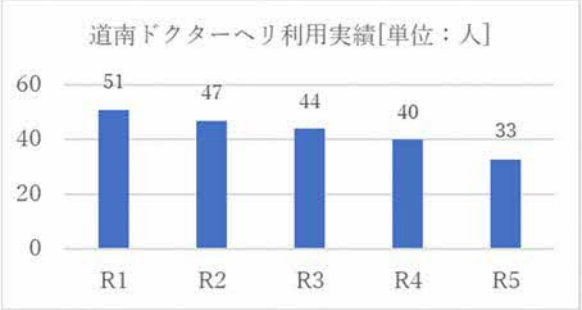
①医師確保に向け、道立医師研究資金貸付制度を実施しています。また、看護師確保に向け、看護職員養成就学資金貸付を行っており、道立江差病院への就職実績もあります。

②1次医療機関に対して、地域医療連携システム補助を行っています。

③脳神経疾患の多い地域であるため、江差脳神経外科クリニックに対し脳疾患救急搬送に係る支援を近隣4町で共同支援を行っています。

④平成27年2月から道南ドクターヘリの運航が開始されたことにより、救急医療及び救急搬送体制が確保され、広域での救急医療体制が充実されました。令和5年度においては年間約40件の利用実績となっています。





◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
医師確保人数	10人	10人
看護師等育成確保対策（修学資金貸付）を活用し町内医療機関へ就職した人数	累計8人	累計23人

現状と課題

●重点（重要）課題

・町内には道立病院1か所、民間病院1か所、民間診療所2か所、歯科診療所が4か所あり、1次医療を担っています。

・高齢化の進行により、高齢者の特性を踏まえ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域医療の在り方が求められています。人口減少による患者数の減少も想定され、2次医療圏域として持続可能な地域医療の体制構築を、北海道及び近隣町や医療機関を含めた関係機関や保健所等の協議の場において進めていく必要があります。

・各医療機関で看護師の欠員を抱えており、看護職員の確保が大きな課題となっています。

・一次救急対応の集約化について、各医療機関のマンパワーの問題や効率の良さを考慮すると、南檜山の中で設備が充実している道立江差病院に集約するのが望ましいとする一方で、道立江差病院においても潤沢なマンパワーがないため集約化をするには各医療機関のサポート含め十分な検討が必要です。

■継続的な課題

・町内には道立江差病院が地域センター病院としてありますが、常勤医師が減少しています。一方で、道南ドクターヘリが充実し、広域医療体制が確立されています。また、道立江差病院で条件付きの分娩対応（35 歳未満・経産婦・正常分娩）をしましたが、現在は分娩を中止している状況です。

・道南ドクターヘリは、時間や天候により活用が左右されるため、陸路での救急搬送体制も重要です。

・令和7年度より、救急対応の集約化の実現に向け、道立江差病院を中心に各医療機関との連携が重要です。

基本方針

①医療については、地域医療構想等の道の方針を見すえながら、維持・確保に努めます。
②人口減少・人口構成の変化に伴う疾病構造の変化を見すえ、南檜山全体の地域医療をどのように守っていくのか、北海道や2次医療圏構成町と協議を重ねていく必要があります。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
2次医療圏の地域医療体制構築の検討	■南檜山圏域の地域医療体制について2次医療圏構成町・北海道等関係機関との協議
継続可能な地域医療体制の確立	■救急対応の集約化

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
道立江差病院の医師確保と医療体制・機能の整備	■近隣町との連携による医師確保対策等の要請 ■医師研究資金貸付の継続
継続可能な地域医療体制の確立	■救急医療、救急医療搬送体制の更なる整備 ■休日医療体制の維持、継続 ■インターネットを活用した医療連携の維持、継続
看護師等医療従事者の確保	■看護師養成校に在学し卒業後町内医療機関で従事する者に対する修学資金貸付の継続

（13）貧困支援

これまでの取り組み

①子育て家庭における生活実態や意識を把握するため、当町で初めて「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を平成30年度に実施し、令和2年度から5年間を計画期間とする「第1期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）」を策定しました。引き続き、令和7年度から5年間を計画期間とする「第2期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）」を策定します。

②貧困者への適切な人権擁護の観点から「人権擁護委員」との連携を図り、特に「子どもの人権 110 番」の開設により、すべての子どもに対する相談体制が確立されています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
生活保護受給率	39.2‰ （269/6,857人）	現状より改善

※生活困難児童世帯とは、国民生活基礎調査の「貧困線」を下回り、かつ、過去１年間に経済的な理由により公共料金や家賃、必要な食糧や衣類などの支払いができなかったと回答した世帯。

生活保護世帯及び人員（各年9月末 ）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
住民基本台帳人口（人）	9,105	8,846	8,690	8,577	8,463	8,235	7,942	7,929
被保護世帯数（世帯）	278	279	282	269	273	280	257	249
被保護人員（人）	438	432	426	398	391	397	350	331
保護率（‰）	48.2	48.8	49.0	46.4	46.2	48.2	44.1	41.7

	H30	H31	H31･R1	R2	R3	R4	R5
住民基本台帳人口（人）	7,758	7,525	7,525	7,376	7,171	7,011	6,857
被保護世帯数（世帯）	245	243	245	232	220	224	220
被保護人員（人）	325	315	317	297	287	284	269
保護率（‰）	41.9	41.9	42.1	40.3	40.0	40.5	39.2

現状と課題

●重点(重要)課題

・生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指す必要があります。

■継続的な課題

・ひとり親家庭などの児童のために支給される児童扶養手当の受給者数の推移をみると、令和元年度の95人から令和5年度には43人へ減少し、人口比率でも同様に 1.3%から 0.6%に減少しています。

・生活保護の状況では、令和元年度の245世帯317人から令和5年度には220世帯269人へ減少し、人口比率においても同様に 42.1‰から 39.2‰に減少していますが、大幅な改善とはなっていません。

基本方針

①貧困に苦しむ方が、適切な支援を得られるよう、制度等の周知や支援の拡充などに取り組みます。

②子どもと子育て家庭の生活実態調査結果や子ども・子育て会議での議論等を踏まえ、「第2期江差町子どもの未来応援計画(貧困対策推進計画)」を策定し、支援体制を整備します。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
子どもの貧困対策の推進	■教育の機会均等を図る支援(学習支援) ■子どもの未来応援事業:要保護・準要保護世帯の子どもたちの学習塾や通信教育、習い事等にかかる費用の一部を助成、家計の負担軽減 ・母子健康手帳交付 ・妊産婦健康診査 ・新生児訪問 ・乳幼児相談・健診 ・子育て情報の提供 ・幼児教育・保育の無償化 ・子どもの居場所づくり ■生活の安定に資するための支援(生活支援) ・保育所における乳児保育や一時預かり ・放課後学童保育所の運営 ・子育て支援センター運営 ・児童虐待防止対策

施 策 名	主 な 事 業
	■保護者の職業生活の安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援） ・子育て応援券交付 ・任意予防接種費用助成（13 歳未満の2回目のインフルエンザ） ・多子世帯に対する保育料の無償化 ・幼児教育・保育施設における給食費の一部助成 ・小中学校児童生徒の保護者に対する就学援助

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
貧困支援	■民生委員や町内会、関係機関などと連携を図り、援護を必要とする世帯の把握に努めます。 ■低所得者の生活の安定と向上を図るため、各種貸付制度の有効活用に努めます。 ■貧困者への適切な人権擁護を図るため、人権擁護委員との連携に努めます。

（14）国民健康保険、後期高齢者医療

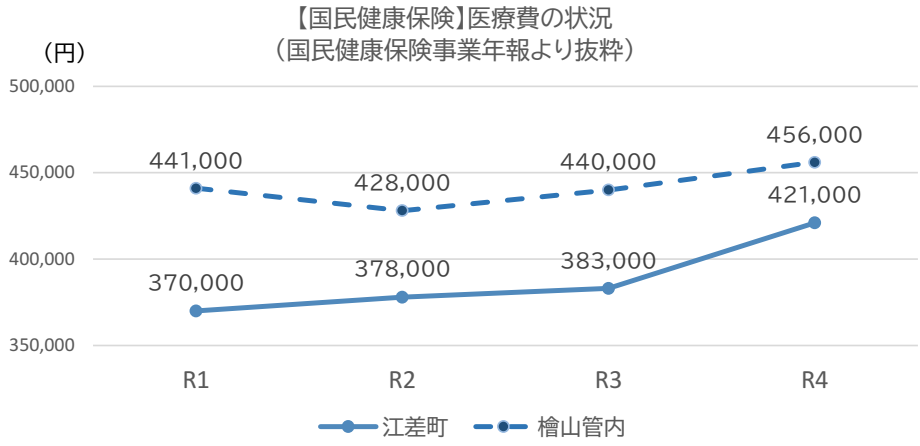
これまでの取り組み

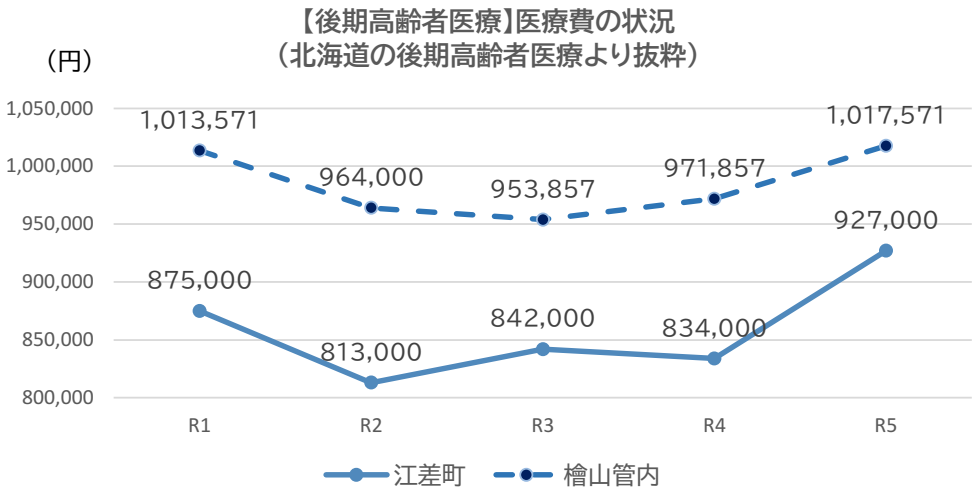
①国民健康保険については、平成 30 年（2018）に財政運営の主体が北海道に移管となりました。後期高齢者医療は、平成 20 年（2008）に北海道後期高齢者医療広域連合が制度を運用しています。当町は窓口業務が基本となっており、適正に運営する必要があります。

②医療費適正化・抑制については、ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知の送付、レセプト点検、糖尿病や高血圧の未治療者に対する保健指導や生活習慣病重症化予防の取り組みを実施しています。また、受診率を向上させるために積極的な各種健診制度の周知に取り組み、被保険者の健康の保持増進を図ることで医療費の抑制に努めています。

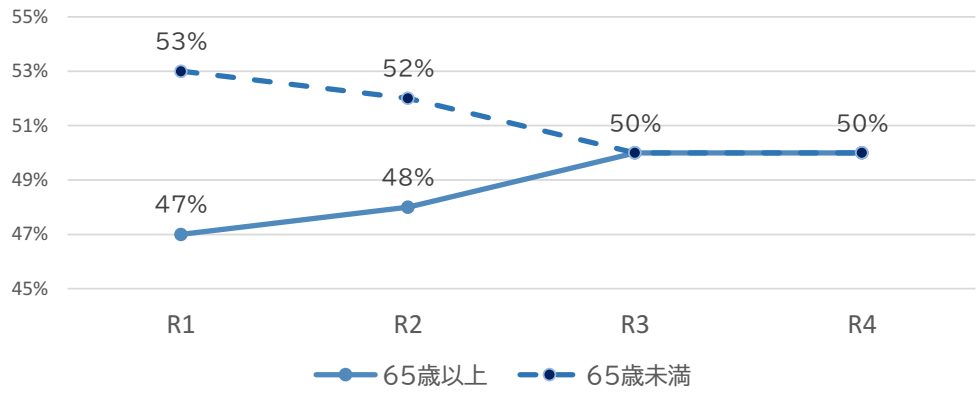
◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
国民健康保険一人あたり医療費額	398千円	359千円
後期高齢者医療一人あたり医療費額	927千円	927千円





国民健康保険被保険者数に係る65歳以上の割合
（国民健康保険事業年報より抜粋）



現状と課題

●重点（重要）課題

・国民健康保険被保険者の高齢化が進んでおり、令和4年度末被保険者で 65 歳以上の占める割合は 50.0%となりました。後期高齢者医療に至っては、令和7年度に「団塊の世代」が 75 歳以上となり、大幅な被保険者数増加が見込まれます。

・被保険者の健康の保持増進が医療費の抑制につながっていくことから、健康診断の積極的な勧奨やがん検診等の検査項目の充実に努め、健診受診率を向上させることで、生活習慣病等疾病の予防や早期発見、重症化予防につなげていくことが大切です。

・また、住民と共に健康について「考える」「学ぶ」「実践する」教室を実施するなど、健康寿命延伸に向けた各種健康づくりを強化していくことが必要です。

■継続的な課題

・国民健康保険、後期高齢者医療については、引き続き適正に運営する必要があります。

基本方針

①国民健康保険、後期高齢者医療については、引き続き適切な運用に取り組みます。
②国民健康保険税賦課については、北海道が示す令和12年度統一保険料（税）率に向け、北海道に納付する国保事業費納付金に見合うよう、国保財政調整基金を活用しながら被保険者の税負担を考慮した保険税率の算定に努めます。
③医療費適正化については関係機関及び関係課との連携や被保険者特定健診情報を基としたシステム（KDBシステム）等を活用し、重複・多受診等のデータ分析や生活習慣病の重症化予防、高齢者の生活機能低下や寝たきり予防（フレイル対策）の保健事業に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
国民健康保険税賦課	■北海道が示す令和 12 年度統一保険料(税)に向け、急激な税負担を避けるための段階的な税率算定 ■低所得者に対する税負担を考慮した賦課
医療費適正化	■ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知の送付 ■KDB による重複・多受診や長期入院者等のデータ分析 ■糖尿病や高血圧の未治療者に対する指導 ■フレイル対策として歯科検診・歯科疾患検診の実施 ■国・道・保険者努力支援制度と連動した各種事業の展開

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
医療費の抑制	■各種健診制度の周知 ■特定健診受診率の向上対策の強化 ■生活習慣病重症化予防の取り組みの強化 ■アンケート調査の実施、定期通院者等検査データの活用 ■レセプト点検の実施 ■高齢者の保健事業と介護事業の一体的実施
国民健康保険税の収納率の向上	■収納体制の強化 ■嘱託徴収員の配置、徴収技術の向上 ■キャッシュレス納付(スマートフォンを利用した電子決済による電子納付・口座振替)及びコンビニ納付による納期内納付の推進 ■地方税お支払いサイトを利用したキャッシュレス納付手段の拡大 ■滞納処分の強化 ■不動産、債権等の調査及び差押え ■滞納整理機構、檜山振興局等関係機関との連携

（15）学校教育

これまでの取り組み

①教育環境向上に向け、令和2年度に全小中学校のトイレを全て洋式化し、また令和6年度には全小中学校の普通教室、職員室、保健室、一部の特別教室等にエアコンを設置しました。
②令和4年度～令和5年度において全ての小学校に複合遊具を整備しました。
③令和3年度に全ての教員及び児童生徒に対し 1 人 1 台の学習用タブレット端末を整備し、一部の教科ではデジタル教科書を導入しました。また令和5年度からは学習支援ソフトとAIドリルも導入し、ICT 環境の整備を図りました。
④令和4年度から学校給食の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。
⑤老朽化した給食センターを移転改築し、令和4年度に完成しました。
⑥小中学校9年間の学びの連続性を確保するため、江差北小中学校において「小中一貫教育」、江差中学校区3校において「小中連携教育」を実施しています。
⑦特別支援教育の推進として、通常学級における特別な支援を要する児童生徒に対応するため、全小中学校に支援員を配置しました。
⑧補充学習や発展的学習など、学力向上を目的とした学校教育活動をサポートするため、全小中学校に学習指導員を配置しました。
⑨江差北中学校を、令和元年度（2019）より小中一貫型（併設型）小中学校に移行しました。
⑩「地域とともにある学校づくり」を目指し、平成 29 年度（2017）に江差北小中学校がコミュニティ・スクールを導入、令和元年度（2019）に江差中学校区3校がコミュニティ・スクールを導入しました。
⑪江差の自然・文化・歴史・産業等を教育活動に活かすふるさと教育の充実を図りました。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
不登校児童生徒の割合	2.1%	1.0%
全国学力・学習状況調査（8項目）結果（国の平均正答率以上の項目率）（小）	44.4%（4/9項目）	62.5%
全国学力・学習状況調査（11項目）結果（国の平均正答率以上の項目率）（中）	7.7%（1/13項目）	72.7%
体力・運動能力、運動習慣等調査（8種目）結果（国平均以上の種目率）（小）	男子87.5% （7/8種目） 女子50.0% （4/8種目）	男子：62.5% 女子：62.5%
体力・運動能力、運動習慣等調査（8種目）結果（国平均以上の種目率）（中）	男子22.2% （2/9種目） 女子0.0% （0/9種目）	男子：66.6% 女子：66.6%
いじめ発生時の適切な対処割合	発生件数0件	適切な対処割合 100%

現状と課題

●重点(重要)課題

・町内児童生徒の全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力調査においてすべての科目・種目で全国・全道平均を上回るよう基礎学力・運動能力を身に付けさせる取り組みが必要です。(小中学校教育の充実)

・児童生徒の減少に伴う教育環境の変化に対応した、持続可能な教育の仕組みの検討が必要です。

■継続的な課題

・小中学校では、通常学級に在籍しながら特別な支援を要する児童生徒が増加しており、特別支援教育支援員の増員が課題となっています。

・老朽化した学校施設の改修整備が課題となっています。

・老朽化した教職員住宅については解体等を含め、教育財産の用途の廃止、普通財産への引継が望まれます。

基本方針

①小中学生の学力と体力の向上に取り組みます。
②「小中一貫教育」、「幼保小中の連携」により、個々の子どもの課題に対応できる学びの連続性を確保します。
③ふるさと教育を推進します。
④施設設備の整備・更新を計画的に進めます。
⑤学校のICT環境整備を進めます。
⑥教職員の働き方改革に向けた取り組みを進めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
小・中学校教育の充実	■創意と活力に満ちた学校づくりと学力の向上を目指す教育の推進（読書の習慣化・TT 指導・小人数指導・習熟度別指導等指導方法の工夫改善等の推進） ■ふるさと江差に心の向く教育の推進（「ふるさと江差発見事業」の推進） ■思いやりと自らを律する心を育てる生徒指導の充実（いじめや不登校などの未然防止等の推進） ■外国語並びに国際理解教育の充実（英語指導助手配置） ■豊かな人間性の育成を目指す道徳教育の充実（命の大切さの学習等の推進） ■健やかな心と身体を育てる健康・安全指導の充実（運動の生活化や教育相談体制の整備等の推進） ■教育的ニーズに応じて自立・社会参加を促す特別支援教育の充実（江差町特別支援教育連絡会議の充実、特別支援教育支援員の配置等の推進） ■校内研修の充実と教職員の資質の向上（実践的指導力を高める校内研修等の推進） ■教職員の働き方改革の推進 ■「小中一貫教育」「幼保小中の連携」の推進 ■児童生徒の減少に伴う教育環境の変化に対応した、持続可能な教育の仕組みの検討

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
学校教育関連施設の整備	■老朽校舎の改修整備の促進 ■教職員住宅の整備並びに老朽教職員住宅のあり方の検討 ■ICT環境の整備
高等学校の維持	■単位制の充実及び檜山第１学区全体での間口維持方策の検討
家庭・地域の教育力の向上	■家庭・地域・学校と連携し、江差に学び、江差と歩む「江差っ子」の育成（コミュニティ・スクールの充実）

（16）社会教育

これまでの取り組み

①運動公園内にソリ滑りなどができる広場の設置や、文化会館に遊具等を配置した「わくわく子ども広場」を開設し、冬期間における子どもたちの健康増進や親子の交流の機会の創出に取り組んでいます。

②令和5年度に中学生の意見を取り入れ、運動公園テニスコートの一部をフットサル及びバスケットボールコートに改修し、「子どもふれあい広場」を整備し、子どもたちが気軽にスポーツに親しむ環境の創出を図りました。

③令和2年度に地域課題への対応や地域交流の活性化に寄与することを目的に、上ノ国町と「自治体間連携協力に関する協定」を締結したことにより、両町の社会体育施設の相互利用ができることとなったほか、令和4年度に町民の健康増進やスポーツ活動の充実に向け、道内のプロサッカーチームを運営する「㈱コンサドーレ」及び「（一社）北海道コンサドーレスポーツクラブ」と上ノ国町と合同で包括連携協定の締結を行いました。

④令和5年度に「第2次江差町子どもの読書活動推進計画」を策定し、第1次計画の検証結果を踏まえ当町の子どもたちが読書に親しみ、よりよい読書環境を身に着けるための取組を実施しています。

⑤平成29年に「江差町歴史文化基本構想」を策定し、翌年にはその構想の具現化に向けた「エエ町、江差　宝箱会議」を開催し、「江差のお宝」のデータベース化などに取り組んでいます。

⑥令和4年度に10年ぶりに海底に保存されている開陽丸大型船体の潜水調査を行い、令和5年度には、文化庁の「日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業」のパイロット事業の採択を受け、今後の保存・活用に向けた調査研究を行うほか、引揚げられた遺物が重要考古資料として選定され、開陽丸遺跡・遺物を後世に引き継ぐための取り組みを進めています。

⑦学校教育と連携し、地域の文化遺産を素材にして学習指導要領に基づいた授業を行う「ふるさと江差発見学習」に取り組んでいます。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
「江差町歴史文化基本構想」に基づく「宝箱」の設定	累計0件	累計2件
図書館における有効登録率 ※有効登録者数/人口 ※有効登録者数：貸出利用を行っている登録者	10.7%	12.0%

現状と課題

●重点(重要)課題

・全小中学校に設置されたコミュニティ・スクールの体制充実に向け、地域学校協働本部の設置に取り組みます。
・学校教育と連携した「ふるさと江差発見事業」の推進に更に取り組みます。
・持続的なスポーツ・文化活動の推進のため、部活動の地域移行の取り組みを推進します。

■継続的な課題

・町内には多数のスポーツ施設、社会教育施設があります。建設から相当の年数が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、社会教育施設の長寿命化計画に基づき、持続的に計画的な修理修繕を図る必要があります。
・令和4年度に移動図書館車が廃車になったことから、地域全体へのサービス提供のため代替事業の検討が必要となります。
・当町には、地域の人々が大切に伝えてきた文化遺産が多数あります。それらの価値を再確認して次代へ伝えていくために、文化遺産を活用した「ふるさと江差に心の向く教育」を継続して取り組んでいく必要があります。
・町内には、指定・未指定を含め数多くの文化遺産があります。それら文化遺産の把握と保存活用について、住民とともに取り組んでいく必要があります。

基本方針

①子どもから大人まで、住民が生涯にわたって地域に根ざした学びを高める取り組みを進めます。
②地域文化の形成と住民の健康増進を高めるスポーツ環境の充実に向けた取り組みを進めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
コミュニティ・スクールの充実	■北部地域、市街地地区のコミュニティ・スクールの充実のため、地域学校協働本部の設置に取り組む
「ふるさと江差発見事業」の推進	■「江差追分」授業や歴史学習など、学習指導要領に基づきながら地域素材を活用した授業を、学校の考え方に副って展開する
部活動の地域移行	■休日の部活動の地域移行に向け、関係機関における協議を進め円滑な地域への移行を目指す

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
社会教育体制の充実	■「江差町教育推進計画（江差町社会教育計画）」の策定と推進 ■地域や関係機関との横断的な連携体制の強化
社会教育の推進	■地域全体で支える青少年・家庭教育の充実 ■人々が支えあい安心して生きる成人教育の充実 ■社会教育施設の有効活用、効率的な運営管理
図書館活動の推進	■すべての世代への読書推進活動の充実 ■図書館の環境整備や利用促進などサービス機能の充実 ■全域サービスの推進
生涯スポーツの推進	■生涯（年齢に応じた）にわたるスポーツプログラムの充実 ■地域の人材（体育団体や少年団）を活かしたスポーツ活動の充実 ■地域の特色を活かしたスポーツの普及・啓発 ■地域の特色や専門性を生かした合宿、大会誘致 ■スポーツ施設の長寿命化、活動環境、利活用方法の充実
文化財の保存・活用	■「江差町歴史文化基本構想」の具現化 ■文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」策定の検討
博物館活動の推進	■博物館施設における資料収集・保管・調査研究・展示の充実
文化振興の推進	■江差文化協会と連携し、住民の自主性を尊重した文化芸術活動の充実 ■江差町文化会館の施設設備と活用推進

(17)コミュニティ

これまでの取り組み

①各地域に地域協力員を配置しており、地域課題の把握を行い、対応の検討を行っています。
②平成28年度にまちづくり推進交付金を創設し、住民の自主的なまちづくり活動を支援しています。
③従来、町内会・自治会が行う敬老会活動や草刈りをする際の燃料代などを対象に補助金を交付していましたが、平成25年度から、活動する際の保険料や環境美化活動などを対象に加えた「江差町町内会・自治会活動総合交付金」制度に改め、32 町内会・自治会への支援を行っています。
④平成 28 年度に北海道教育大学函館校と連携協定を締結し、観光戦略策定支援やDMO形成支援、教員や学生が地域へ足を運び地域活性化に向けた活動や提言など各種の連携事業に取り組んできました。
⑤令和3年度に公立はこだて未来大学と連携協定を締結し、交通政策への支援や情報技術による地域活性化に向けた提言など各種の連携事業に取り組んできました。

◇成果指標

指　標　名	現状値(令和5年度)	後期基本計画の目標値(令和11年度)
空き店舗利活用件数	累計10件	累計15件

現状と課題

■継続的な課題

・人口減少、高齢化が進行する状況で、町内会、自治会単位での、住民同士のつながりの重要性は高まっています。しかし、町内会、自治会の担い手も減少、高齢化しているため、現状に合ったコミュニティのあり方を検討する必要があります。
・地域ごとのコミュニティも重要ですが、まちづくりの課題・分野ごとのまちづくり活動組織も育成していく必要があります。
・引き続き、大学と連携を図り、町の事業推進体制の構築及び方向性の確立、実効性の検討をする必要があります。

基本方針

①今後、地域課題を解決していくためには、地域のコミュニティが維持されている必要があります。コミュニティの確立に取り組み、地域による課題解決を促進します。
②地域協力員制度の効果的運用方法を検討します。
③大学と引き続き連携を図ることで、地域の課題の解決や地域の活性化を図ります。
④住民が就職、結婚、退職など人生の節目を迎えても、安心して住み続けられるまちづくり、地域とつながりを持てるまちづくりを推進します。

具体的な施策

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
コミュニティ活動の促進	■各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚 ■町内会・自治会活動の活性化、連携促進 ■各組織の相互交流活動の活発化 ■地域協力員活動の効果的運用方法を検討
まちづくり活動の活性化	■課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全・子育て・高齢者見守りなど） ■まちづくり推進交付金の活用 ■地域づくり大学連携事業の推進 ■大学とのまちづくりの推進 ■地域の活性化に取り組む若者の活動を支援
集会施設等の適正な維持管理の推進	■集会施設の適正な維持補修
男女共同参画によるまちづくりの推進	■男女共同参画社会形成のための意識づくり ■あらゆる分野への男女共同参画の促進 ■家庭生活の充実と地域の交流を深めるまちづくりの推進
地域とつながりをもてるまちづくりの推進	■少子高齢化、ライフスタイルの変化を踏まえた共同墓地等のあり方の検討

（18）移住・定住・交流

これまでの取り組み

①人口減少、少子高齢化が進む地域に都市部より住民票を移し、地域力の維持、強化につなげることを目的とした国の制度を活用した地域おこし協力隊の配置（平成27年度～）を行い、地域を担う重要な人材として、地域への定着にもつながりました。

②いにしえ街道での Wi-Fi 開始など外国人観光客への対応を進めるとともに、学校における英語教育に取り組んでいます。

③これまで江差町能登会で実施していた、友好都市「石川県珠洲市」との児童による次世代交流を継承し取り組んでいます。また、珠洲市との広報紙交流記事も継続しています。

④旧JR江差駅跡地については宅地造成を行い、町営住宅の建設（3棟 12 戸）を行ったほか、分譲宅地の整備を行い、4区画全て売却しました。

⑤令和6年 1 月能登半島地震により珠洲市が被災し、友好都市災害時相互応援協定書に基づき、1 月から 3 月まで檜山振興局管内職員、檜山振興局職員の力を借りながら、延べ 61 名の人的支援を行ってきました。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
人口動態・転入者数増	371人	408人

現状と課題

●重点（重要）課題

・当町の人口移動の課題や移住希望者のニーズを把握し、関連施策との連携が必要です。若者の定住促進を図るとともに、担い手の確保、人手不足、事業承継等といった産業分野・雇用における課題にも対応した移住・定住の取り組みを進めていく必要があります。

・移住を目的とした町外の方を呼び込むために、官民一体となって当町の魅力を最大限に PR・発信していく必要があります。

■継続的な課題

・地域おこし協力隊制度の積極的な活用を図るとともに、受入れ体制の整備を図り、任期満了後も地域の定住につながるように、引き続き、環境づくりや支援の更なる充実を図り、安定した制度設計にしていく必要があります。

・今後も災害等の際には広域連携による支援が不可欠であり、引き続き広域的な連携に取り組む必要があります。

・国内だけでなく、インバウンド観光の推進を視野に、国際化への対応も検討する必要があります。

・移住・定住を促進するために、当町の課題や移住希望者のニーズを把握し、関連施策との連携を図ります。

基本方針

①移住・定住促進は、当町にとって最も重要な施策であり、すべての施策と連携して、人を呼び込むまちづくりに取り組みます。また、地域外に住んでいても当町の活性化に貢献できる関係人口の拡大にも取り組みます。
②担い手の確保、人手不足、事業承継等といった産業分野・雇用における課題にも対応した移住・定住の推進を図ります。
③移住・定住促進の課題や移住希望者のニーズを把握し、関連施策との連携を図ります。
④石川県珠洲市との友好都市提携 20 年(平成 30 年(2018))を機に、更なる交流の推進に取り組みます。
⑤滋賀県東近江市(旧能登川町)との地域連携協定締結(令和 5 年(2023))による、更なる交流の推進に取り組みます。
⑥移住・定住を視野に当町の魅力や各種の施策を町外に発信することを目的としたシティプロモーションの取り組みを推進します。
⑦都市部の企業機能の分散化と働き方改革等の施策を活用し、当町におけるテレワークのあり方を検討します。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
移住・定住対策 (住環境整備・雇用促進等)	■移住・定住を含めた若者交流の推進 ■空き家・空き店舗バンク登録制度の検討 ■未利用町有地の有効活用 ■シティプロモーションの推進 ■テレワークの検討 ■住宅長寿命化対策の推進 ■産業振興施策、雇用施策と連動した移住・定住施策の推進

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
友好都市との交流の推進	■友好都市「石川県珠洲市」との交流の推進 ■「滋賀県東近江市」地域連携協定による交流の推進
国際交流の推進	■国際社会に対応した地域づくり
地域の活性化につながる交流の推進	■交流イベントの充実 ■関係人口の拡大につながる交流の推進 ■地域おこし協力隊配置による地域活性化及び移住・定住推進

基本目標3　住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり

（19）土地利用

これまでの取り組み

①当町の土地利用についての現状と課題を踏まえ、概ね20年間の基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画」を令和元年度に策定しています。令和6年度には立地適正化計画の定時見直しを行い、同時に防災指針も策定しています。

②かもめ島周辺地域については、令和4年3月に「北の江の島構想」を策定しています。この構想に基づき、令和5年 11 月に「北の江の島」拠点施設整備基本計画を策定しています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
町有未利用地の売却	累計15件	累計20件
都市機能誘導区域内に誘導・整備した施設数	累計1施設	累計2施設
都市機能誘導区域内で実施した賑わい創出のための社会実験等の実施件数	累計1件	累計3件
都市機能誘導区域内に空き家リノベーションなどで形成した賑わい拠点の件数	累計2件	累計4件
居住誘導区域内における空き家活用による住居の確保件数	累計5件	累計10件
居住誘導区域内における空き家リノベーションなどで形成した身近な拠点の件数	累計1件	累計2件

現状と課題

●重点（重要）課題

・市街地においては、上町、下町それぞれの地区の特性に応じた商業機能の維持・活性化策が講じられていますが、商業店舗の郊外進出、人口減少などにより賑わいが低下し、空き地、空き店舗の発生など大きな問題となっています。

・観光振興や市街地の賑わいを創出する観点からも、自然・歴史的資源を活用し、住民・来訪者の交流の場の創出を図るため、歴まち地区やかもめ島周辺地区などの土地利用について検討していく必要があります。

■継続的な課題

・市街地においては、現状の土地利用の動向を適切に把握し、持続可能なまちづくりの戦略を踏まえた用途転換や用途純化を検討する必要があります。

・市街地の住宅地では、歴史的街並みの保全とともに、公共サービス機能や周辺の自然環境と調和した住宅地の維持が課題となっています。また、全町的に空き地・空き家等が多く見られ、安全かつ快適な住環境やコミュニティの形成・維持が課題となっています。
・伏木戸・柳崎地区は、大型店舗、病院、高校などの機能が集積するなど、生活利便性が高い地区が形成されており、北部地域や乙部・厚沢部町等近隣自治体の生活拠点、かつ市街地と連携し機能を補完する都市活動の拠点としての役割を担っています。今後は、現状の都市機能の維持に努め、無秩序な土地利用を防ぐことが必要です。
・北部地域には農村地域が広がっているほか、檜川町には国の天然記念物である「ヒノキアスナロ及びアオトドマツ自生地」が存在し、厚沢部川河口北側にはクロマツの砂坂海岸林が広がるなど、豊かな森林地域が広がっています。南北には美しい海岸が広がり、市街地に近いかもめ島は、檜山道立自然公園に指定され、豊かな自然環境を有しています。今後も、農林水産業との調和を図り、豊かな自然環境、自然景観の保全に努めた土地利用を進めていく必要があります。また、北部地域では、コミュニティの維持・確保が課題となっています。
・近年は日本全国で甚大な被害を伴う自然災害が発生しています。町内には急傾斜地も多く、また、海沿い・川沿いのエリアは津波の浸水想定区域となっており、特に江差北部地域における避難所が課題となっています。

基本方針

①立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定し、既存の生活・文化の単位を基本としつつ、市街地への居住、都市機能の誘導を図ります。
②市街地においては、民間活力の活用を図りながら、空き地、空き店舗なども活用し、公共性と市場性・経済性を意識したまちなかのマネジメントを進め、土地利用の動向を注視しながら、エリアの価値向上につながる取り組みを進めていきます。
③観光振興を図る観点から、歴まち地区における歴史的な街並み景観を資源として捉え、歴史的建造物等の保存・活用を図るとともに、かもめ島周辺地区における観光・交流・レクリエーション機能強化を図っていくための土地利用の検討を進めます。
④市街地の住宅地では、公共サービス機能や周辺の自然環境と調和した住宅地の維持・形成を図ります。また、空き地・空き家等への対策を進め、安全かつ快適な住環境やコミュニティの形成・維持を図ります。
⑤伏木戸・柳崎地区では、現状の都市機能の維持に努めるとともに、無秩序な土地利用を防ぐ必要があります。
⑥農林水産業との調和を図り、豊かな自然環境、自然景観の保全に努めた土地利用を進めていく必要があります。また、北部地域では、コミュニティの維持・確保を図ります。
⑦災害に備え、避難所の配置や避難経路の確保などに努めるとともに、被災時の仮設住宅建設予定地の確保なども検討していく必要があります。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
かもめ島周辺の観光・交流拠点としての土地利用の推進	■かもめ島周辺を①交通の拠点②物流の拠点③交流の拠点として位置づけし、「かもめ島エリア」「開陽丸エリア」「いにしえ街道エリア」のバランスの取れた質の高いエリアの発展を目指した北の江の島構想の着実な推進 ■かもめ島入口の交差点改良に伴う土地利用の変更の検討
市街地における土地利用の推進	■都市機能誘導区域を中心とした空き地や空き店舗の利活用策の検討（エリア全体として公共性と経済性を意識した利活用の検討） ■市街地におけるエリアマネジメントの検討 ■民間活力の活用と新たな起業の促進による市街地活性化の検討 ■コミュニティ機能と連携した商店街づくりの推進

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
農林水産業との調和のとれた土地利用の推進	■北部地域及び森林地域の豊かな自然環境、自然景観の保全 ■北部地域におけるコミュニティ機能の維持に向けた施策の検討
全体的な土地利用の推進	■適切な土地利用の点検および用途転換等の検討 ■住宅地における空き家対策の推進（危険空き家の解体の促進、空き家バンク登録制度などによる利活用の促進） ■公共施設等総合管理計画に基づく未利用公共施設の廃止、解体撤去の推進、遊休地及び分譲地の売却の促進 ■土地利用の面からの災害対策の推進（避難所の配置、避難経路の確保、被災時の仮設住宅建設予定地の確保などの検討）

（20）住宅・住環境

これまでの取り組み

①住宅リフォームを行う世帯に対し、プレミアム商品券の販売を行っており、利用実績も多く（平成 27 年～令和5年で延べ 666 件）、住環境向上と地域経済活性化に効果がありました。
②平成28年度に空き家調査を行い、危険家屋を特定し適切な管理を促すとともに、令和元年度には危険空き家解体補助制度を創設し、解体の一助として地域の安全性を図ってきました。
③江差町公営住宅長寿命化計画に基づき、円山第3団地26戸（6棟）を解体するほか、南が丘第4団地及び中歌町団地の外壁・屋根ほか改修工事を行い、長寿命化を図りました。
④子育て世帯が自ら居住する住宅を新築又は中古住宅を取得した場合に、その取得費用に対して助成することで、定住促進及び住宅関連業種の経済活性化を図ってきました。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
町営住宅の管理戸数	405戸（86棟）	360戸（70棟）

現状と課題

●重点（重要）課題

・当町における持家と借家の比率は、全国平均と比べて借家の割合が高く、公営借家・給与住宅が多い状況です。しかし、空き家・空き店舗も増加傾向であり、対策が求められます。

■継続的な課題

・86棟405戸の町営住宅を管理していますが、約7割以上の住戸が耐用年数を経過しており、ストックの機能面での老朽化・腐食化が進むなど効率的なストック改善が課題となっています。
・人口減少や少子高齢化の進展など町営住宅を取り巻く状況も変化してきていることから、中長期的な観点から適正な維持管理戸数への統廃合などが課題となっています。

基本方針

①安全安心な住宅を維持するための支援に、継続して取り組みます。
②空き家対策は大きな課題であり、今後の国の動向なども見すえながら、対策を進めます。
③町営住宅は老朽化が進んでいくことから、江差町公営住宅長寿命化計画に基づき、統廃合も含めた整備事業を検討します。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
空き家対策	■空き家・空き地（町有地）の活用方法の検討 ■危険空き家への対応の検討（適正管理・解体） ■庁内検討委員会による空き家対策取り組みの推進

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
住民ニーズに対応した住宅環境の整備	■少子・高齢化に対応した住宅環境の整備 ■省エネルギーや耐震性に配慮した住宅環境の整備 ■江差町耐震改修促進計画改定及び新計画に基づく住宅の耐震化の促進 ■住宅長寿命化対策の推進
町営住宅の適正管理	■町営住宅の適正な維持修繕（長寿命化）と居住水準の向上 ■少子高齢化に対応した町営住宅の整備
その他の公共賃貸住宅の管理	■町営住宅と連動した戸数管理（良質な住宅環境の整備）

（21）道路・河川

これまでの取り組み

①町道 170.1 ㎞、管理橋梁58橋、普通河川 12 河川について、日常生活や経済活動に支障が生じることのないよう適切な維持管理に努めてまいりました。

②江差町公共施設等総合管理計画による老朽化対策の基本的な方針を踏まえ、より効率的・効果的な維持管理に取り組んでいます。

③日常的なパトロールを実施するとともに、住民要望を踏まえながら適切な維持管理に努めています。また、施設の延命化を目的とした南ヶ丘団地1号線等の舗装補修や、地域の安全に考慮した陣屋椴川線等の縦断排水布設換えと愛宕中央線の修水桝改修や船越ダム通りの路肩修繕等の整備をしました。

④町道除雪対策の維持・充実を図るため2台の除雪ドーザー（平成25年度・令和元年度）を更新し、計画的に所有機械を整備しました。

⑤函館・江差自動車道「木古内・江差間」整備促進協議会により、毎年度北海道開発局、財務省、国交省、国会議員などへ要望活動を続けています。

【道路】

区分	路線数	道路延長（km）
一般国道	2	16.0
一般道道	3	14.2
町道	305	170.1

【河川】

二級河川	普通河川			
厚沢部川	椴川	陣屋川	泊川	小黒部川
田沢川	古櫃川	茂尻川	真狩川	鰔川
鰔川	五勝手川	豊部内川	田沢川	五厘沢川

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
江差町橋梁長寿命化修繕	15橋中4橋	15橋中9橋
JR江差線線路跡地新設道路改良	4路線中2路線	4路線中4路線

現状と課題

■継続的な課題

・道路や河川については、「江差町公共施設等総合管理計画」に基づき、一部道路の新設改良と維持補修に取り組んでいます。

・函館・江差自動車道の整備については、木古内IC（仮称）までの供用開始が当初予定の令和元年度から令和3年度へ延期となりました。平成 27 年6月に高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会会（現函館・江差自動車道「木古内・江差間」整備促進協議会）を設立し、この間、「木古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期着手について国に対して要望活動を重ねてきましたが、事業区間化には至っていません。

基本方針

①住民の安全な生活と移動利便を維持するため、道路の維持管理を継続します。
②「函館・江差自動車道早期建設促進期成会」、「檜山地域振興協議会」、「渡島総合開発期成会」と足並みを揃えながら粘り強く、要望活動を継続します。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
江差町橋梁長寿命化修繕	■橋梁架換　1 橋（第3椴川橋） ■橋梁修繕　11 橋（逆川橋・小黒部1号橋鰔川大橋・問屋橋1号・中の橋・夏原橋・平野橋・上椴川橋・中崎橋・鰔川1号橋・中央排水第5号橋・小黒部4号橋）
JR江差線線路跡地新設道路改良	■バイパス整備　1路線（町道椴川1号通り改築） ■路線統廃合整備　1路線（柏跨線橋撤去）
江差町町内会等管理街灯修繕等助成金交付事業	■町内会等が管理する街灯に係る維持管理費の負担軽減対策

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
高規格幹線道路の整備促進	■函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の江差町側からの調査促進及び早期事業着手
国道の整備促進	■かもめ島入口の交差点改良の促進 ■国道 227・228 号における海岸線の波しぶき対策の促進 ■国道 227 号における冬期間の交通安全対策上の道路改良（尾山地区～伏木戸地区間）
道道の整備促進	■道道乙部厚沢部線冠水対策（朝日地区）の促進 ■道道乙部厚沢部線歩道整備対策（小黒部地区）の促進

施 策 名	主 な 事 業
町道の整備	■市街地道路の改良 ■市街地道路のバリアフリー化 ■町道の維持補修 ■定期的な橋梁の点検及び橋梁長寿命化計画の見直し
河川維持管理	■普通河川（町管理）の河道確保及び維持管理
二級河川維持促進	■二級河川（道管理）の河道確保対策の促進

（22）港湾・漁港

これまでの取り組み

①離島奥尻島と結ぶ海上交通基地である北埠頭フェリー岸壁防舷材改修などを実施、大型化する新造船係留に対応した施設整備を実施し、平成29年5月に新造船「カランセ奥尻」が就航しました。

②海洋レジャー・スポーツの拠点として、マリーナ環境整備としての附帯施設の維持管理や、江差港マリーナ艇庫改修・浮桟橋整備を行いました。

③漁港区の整備として、船澗岸壁設備の改修、江差港津花漁港区船揚場附帯施設整備を行いました。

④平成25年度の港湾法改正により、5年に1度の港湾施設点検が義務付けられ、点検を実施しています。平成29年度の点検結果を踏まえ、施設老朽化による安全性確保のため、北埠頭フェリー岸壁改修（直轄港湾整備）を継続実施しています。

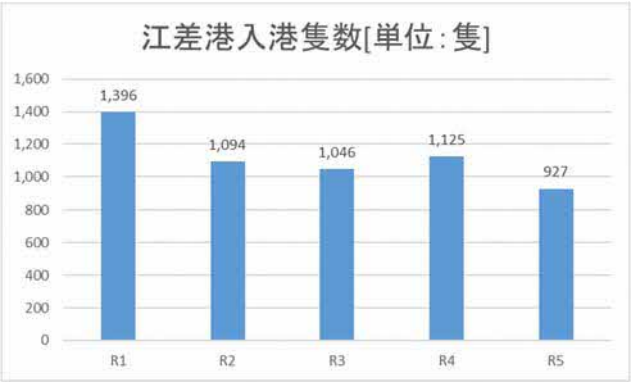
⑤地域住民の交流や観光の振興を通じた地域活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、みなとオアシス制度を活用し、みなとオアシス江差を登録しており、交流の場・賑わいの場の創出として、各種イベントにおいて積極的に港湾施設を使用しています。また令和6年度に、「釣り文化振興モデル港」として江差港が指定されました。

⑥港湾の適切な維持管理及び利活用を進めるにあたり、港湾施設点検結果や江差港利用者からの要望を聞き取り、関係機関との協議を行ってきました。

⑦漁港については、平成27年2月に江差追分漁港（泊地区・五勝手地区（第1種漁港））と名称を変更し、利用者から機能保全や長寿命化対策に対する要望を聞き取り、関係機関との協議を行いました。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
江差港入港隻数	927隻	1,500隻
江差港港湾施設使用料	4,938千円	10,000千円





現状と課題

■継続的な課題

・港湾施設・漁港施設の老朽化が著しいことから、機能保全・長寿命化対策が課題となっています。
・利用者からの要望に対する関係機関との協議
・江差港湾施設定期点検診断の実施
・北の江の島構想、洋上風力事業等と整合を図った港湾計画の策定
・近年の風力発電事業（陸上・洋上）等に伴う占用場所不足による確保調整が課題

基本方針

①当町の基幹産業の拠点として、維持管理を行います。
②港湾施設定期点検の実施による施設の現状把握を行います。
③北の江の島構想、洋上風力事業などに伴う江差港の有効活用を進めていきます。

具体的な施策

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
港湾の整備	■漁港区整備 ■江差港の再編利用計画 ■北埠頭フェリー岸壁整備 ■マリーナ環境整備 ■老朽化港湾施設の整備 ■江差港港湾施設定期点検 ■江差港長期構想計画の見直し ■各種事業実施に伴う占用場所の調整
漁港の整備	■機能保全・長寿命化対策

（23）地域公共交通・情報通信

これまでの取り組み

①これまでの公共交通機関は、民間事業者を中心に路線網が整備されてきましたが、人口減少等の要因により、それが困難となってきています。当町では、地域の移動手段を維持するために既存バス路線への財政的支援、バス路線が廃線となった地域における乗合タクシーの運行により、地域公共交通の確保対策に取り組んできました。

②函館空港・江差間、JR新函館北斗駅の利便性を高める2次交通の検討を進めています。平成26年5月11日にJR江差線が廃線となり、翌日より代替バス運行が開始となりました。この間、江差町・上ノ国町・木古内町の3町で構成するJR江差線（木古内・江差間）対策協議会を毎年開催し、利用促進及び最適化に向けた協議を行っています。

③令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体において、地域の運送サービスの持続可能な提供に係る基本的な方針を定め、公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されたことをうけ、令和5年4月に「江差町地域公共交通計画」を策定しました。本計画に基づき、持続可能かつ利便性の高い地域公共交通網の検討、構築を進めます。

④地域内交通網の再構築の一環として、サツドラホールディングス株式会社との連携により、オンデマンド AI 交通「江差マース」の実証実験を令和4年2月から実施しました。以後、計4回の実証実験を重ね、運行区域や日時、運賃体系の見直しを行いながら、令和6年8月から、江差マースの本格運行を開始しました。地域内交通網を補完する役割として、利用促進や運行体制の見直しを図っていきます。

⑤令和2年度に民設民営一部負担方式で、光回線未整備地域における敷設工事を実施し、令和4年度から光回線サービスを開始しました。

⑥情報通信については、住民だけでなく観光客の利便性向上のために、Wi-Fi のアクセスポイントの増加に努めてきました。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
江差マース利用者数	9.7人／日	10人／日
地域公共交通利用促進に向けた周知活動回数	3回	3回以上

現状と課題

●重点(重要)課題

・モータリゼーションの進展や人口減少・少子化などにより、公共交通(バス・タクシーなど)の利用者が減少し、加えて交通事業者を中心とした人手不足により公共交通ネットワークの縮小が生じています。今後は、地域公共交通活性化協議会での協議を通じて、まちづくりの装置としての、持続可能かつ利便性の高い地域公共交通網の検討・構築を図ります。

・路線の廃止や減便が続くなか、地域の足を確保していくため、「江差マース」を中心とした地域内交通について検討していく必要があります。

■継続的な課題

・平成31年4月より、せたな-奥尻間のフェリーが休止しており、江差-奥尻間のみの運航となっています。

・当町では、函館バスが運営するバス路線に対し助成を行っていますが、年々利用者が低下している路線もあります。

・空路や鉄道からの2次交通は、高齢者や町外・国外の方々が容易に江差へ入りやすい状況とはなっておりません。このため、利用者を意識した事業者間の連携や促進を図り、使いやすさと、快適さを追求した公共交通の在り方が求められています。

基本方針

①公共交通手段の確保については、地域公共交通活性化協議会を活用しながら、持続可能かつ利便性の高い地域公共交通網の検討・構築を進めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
面的な交通ネットワークの再構築	■地域公共交通活性化協議会を活用した持続可能かつ利便性の高い地域公共交通網の検討・構築 ■まちづくりと一体となった、まちづくりの装置としての、江差町らしい地域の足づくり(地域公共交通)の検討 ■江差マースの運行、拡充に向けた検討

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
生活バス路線の確保	■路線バスの利用促進 ■路線バスの維持確保対策
フェリーの利用促進	■奥尻離島航路の維持整備対策の推進 ■関係機関による利用促進活動の実施
2次交通対策	■江差マースの運行、拡充に向けた検討 ■関係機関と連携した近隣市町間との交通網の確保

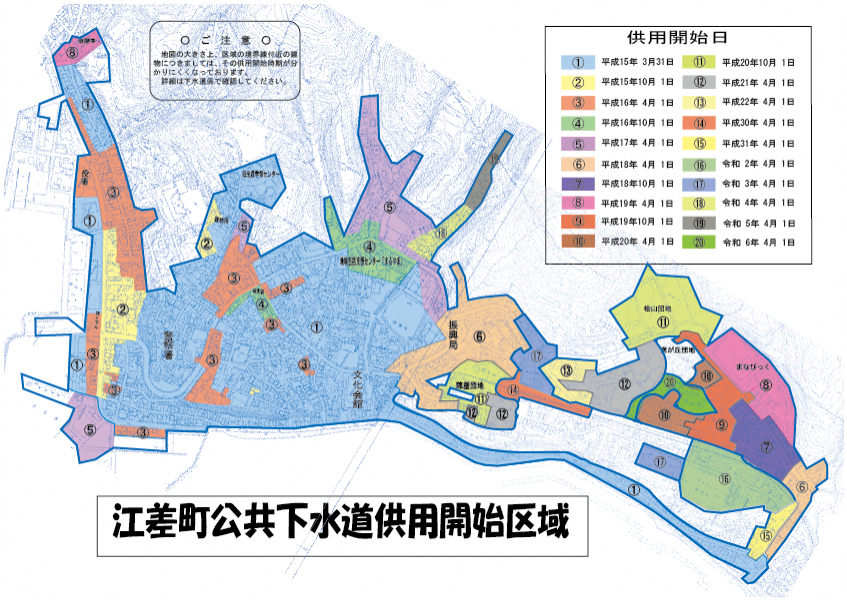
施 策 名	主 な 事 業
交通弱者対策に向けた取り組み	■路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策 ■交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討
情報通信基盤の整備、活用	■情報通信技術の発展への対応 ■地上テレビジョン放送の受信障害への対応

（24）上下水道

これまでの取り組み

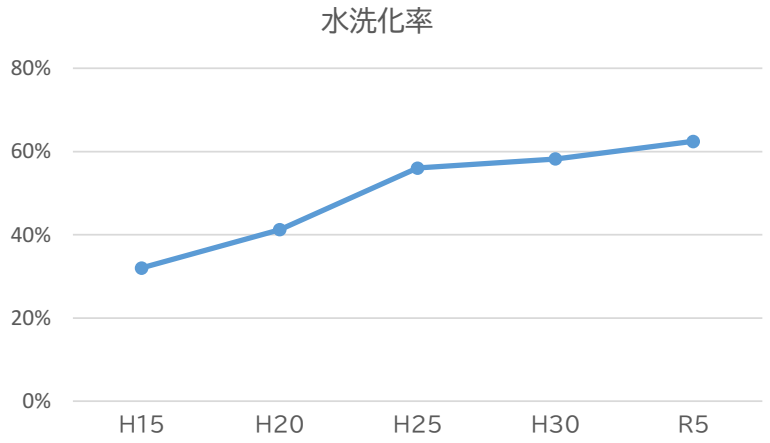
①江差町水道事業ビジョン及び江差町再構築計画に基づき浄水場の再編を進めており、当初4つあった浄水場が、令和3年度（2021）には2つに再編されています。また、安全・安心な水の供給のため、老朽化した水道管の更新や施設を維持管理しています。

②平成15年3月末から公共下水道の供用が始まりましたが、当初と比べ、少子高齢化等により計画人口が減少していることから、計画汚水量等の見直しを行い、計画的に下水道施設の機械・電気設備等の更新を行うため、江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画の策定・見直しを実施しました。また、未普及地域について、管渠布設工事を平成22年から休止していましたが、平成28年から再開し未接続世帯の加入促進に取り組んでいます。



◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
水道管路耐震化率	令和6年度中設定予定	令和6年度中設定予定
水洗化率	62.4%	66%



現状と課題

●重点(重要)課題

・上水道は、給水人口や水需要の減少から施設規模の最適化や統廃合による効率的な施設整備をすることにより、さらなる費用の削減を図り、安全・安心な水の供給を持続することが必要です。

・下水道は、終末処理場1箇所、中継ポンプ場1箇所、マンホールポンプ所4箇所で下水処理しており、終末処理場については、上ノ国町と共同で維持管理を行っています。供用開始から20年を経過していることから機器等の経年劣化による故障等が発生しており、機械・電気設備等を計画的に更新し、安定した下水道処理の維持が必要です。

■継続的な課題

・当町は、2つの浄水場により水道水が供給されていますが、将来的には耐震性のある砂川浄水場から全町への供給を目指します。現状では施設能力と水需要の関係から統合が困難ですが、今後の水需要の減少によっては統合が可能となる見通しです。一方で、将来廃止となる低区浄水場についても災害時の予備水源として適正な維持管理をしていく必要があります。

・水洗化率(下水道加入率)は 62.4%となっていることから、事業認可区域内の未普及地域の整備を進めるとともに、接続可能な区域の加入を促進し、水洗化率(下水道加入率)の向上を図ることが課題です。また、令和6年度から公営企業会計が適用となり、適切な会計運用が必要となります。

基本方針

①最終的に1つの浄水場に再編をして、水道事業のコスト縮減を図ります。
②水の安定供給と下水道の適切な維持管理に努めます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
水道施設の再編	■江差町再構築計画に基づく施設の統廃合
下水道の整備	■江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づく機械・電気設備等の更新 ■経年劣化に伴う終末処理場、ポンプ場等のオーバーホール(部品交換)の実施

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
水道の整備	■老朽水道管の更新
下水道の普及	■未接続世帯の解消(戸別訪問の推進) ■認可計画区域内未普及地域の解消(管渠新設) ■公営企業会計法適用移行後の会計運用

（25）環境衛生

これまでの取り組み

①可燃ごみ・不燃ごみは南部桧山衛生処理組合で共同処理を行っているほか、一部の容器包装廃棄物は、町内会・自治会・子供会等の協力によりリサイクルを行っています。
②平成 26 年（2014）より、砂川地区に民間企業による管理型産業廃棄物処理場が開設し、受け入れが行われています。また、令和元年（2019）に、廃プラスチック等を主体としたRPF製造施設が設置され、廃棄物の再資源化促進に繋がっております。
③し尿処理についても、南部桧山衛生処理組合による共同処理を行っています。
④鳥獣による人的被害の未然防止や農作物被害や森林被害を防止・軽減するため、道や警察と連携を図りながら、有害鳥獣の駆除に取り組んできました。
⑤狩猟免許や猟銃所持許可の取得・更新費用等の補助金により、鳥獣被害対策実施隊員の確保に努めました。
⑥住宅地や家庭菜園でのヒグマ被害の未然防止のため、貸出用電気柵を整備しました。
⑦鳥獣による農作物の被害防止策として、農業者に対する、電気柵購入費補助制度を創設しました。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
ゴミ排出量（生活系・事業系）	383kg/人	350kg/人
リサイクル量（空き缶・ペットボトル・小型家電）	5.2kg/人	4.7kg/人

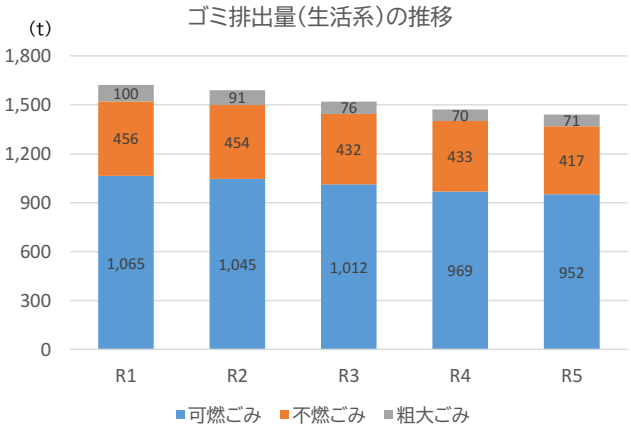
現状と課題

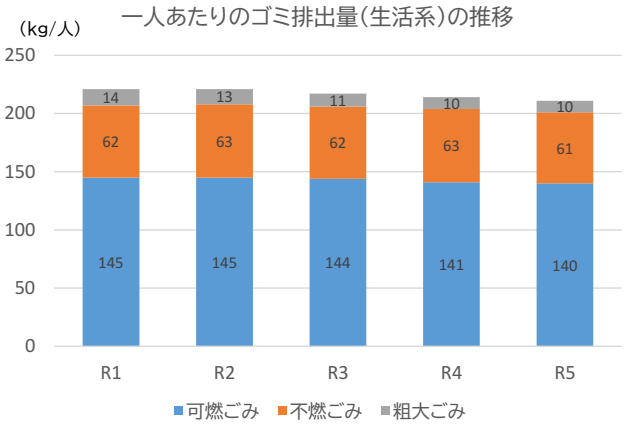
●重点（重要）課題
・ヒグマの住宅地付近への出没に対し、人的被害の未然防止対策が必要です。
・エゾシカの個体数が増加傾向にあるため、捕獲に努め、個体数を減らし、農作物の被害防止を図る必要があります。

■継続的な課題
・環境衛生の維持のためにも、また、効率的な処理のためにも、広域的な処理体制を維持する必要があります。
・町内においてヒグマやエゾシカの目撃や痕跡が増加傾向にあり、今後における被害の増加が懸念されます。
・鳥獣被害対策実施隊員の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務となっています。

基本方針

①環境衛生の維持のために、ごみ処理やし尿処理の広域連携による体制を維持します。
②有害鳥獣による人的被害の未然防止に努めるとともに、農作物被害・山林被害の軽減に向け、道や警察・猟友会との連携を強化します。





具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
鳥獣被害対策	■鳥獣被害対策実施隊員の確保 ■ヒグマの人里出没による被害の未然防止対策の実施 ■有害鳥獣の捕獲

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
ごみ処理の推進	■リサイクルの普及に向けた啓発促進 ■リサイクルの推進 ■ゴミ減量化の取り組み推進 ■分別意識の向上のための啓発の推進 ■南部桧山衛生処理組合による適正なゴミ処理の推進
し尿処理の推進	■し尿処理施設の老朽化対策 ■南部桧山衛生処理組合によるし尿・浄化槽汚泥の適正処理
環境衛生対策の充実	■防疫対策 ■そ族昆虫駆除対策 ■狂犬病予防対策と動物の適正管理 ■有害鳥獣による人的・農作物被害の未然防止対策

（26）自然環境・エネルギー



これまでの取り組み

①砂坂海岸林の保全について、道の社会資本整備推進会議の中で、毎年度河川改修と合わせて要望活動を続けています。

②かもめ島や海岸線の環境美化活動の一環として実施しているクリーンアップ作戦では、多くの住民参加により環境美化活動として定着しており、連動して海岸漂着物対策とともに取り組んできました。

③町民の森において、小学生を対象としたげんきの森活動やひやま漁協女性部など各団体の活動によりヒバの植樹を継続してきています。

④風力発電等の再生可能エネルギーの普及促進に取り組む中で、平成29年度、「江差町小型風力発電（20KW 未満）施設建設に関するガイドライン」を策定しました。今後は、「江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例」を制定したことから、ガイドラインを見直し、運用します。

⑤令和4年度には、地域内における「2050 年ゼロカーボン」を実現するため、「江差町地域エネ導入マスタープラン」を策定し、令和5年度には、町民、事業者、行政がゼロカーボンに向け一体となって取組を進めるため「江差町ゼロカーボンシティ宣言」をしました。また、同年7月には、町、町民、事業者が地球温暖化対策に向け一体となって取り組む「江差町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」を策定しました。

⑥令和5年度には、再生可能エネルギーの導入促進と景観や豊かな自然環境を保全するため、「江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書」を取りまとめ、「ゾーニングマップ※1」を作成しました。

※1 関係者・関係機関で協議しながら令和6年2月に策定された江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書に示された、各ゾーニングエリアを地図に落とし込んだ地図情報をいいます

⑦地域の景観や自然・社会環境などと調和しながら、地球温暖化対策に向けて、地域の資源である再生可能エネルギーの導入を町、町民及び地域事業者が一体となって推進するため、「江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例」を制定し、ゾーニングマップの条例化を図りました。

⑧檜山沖洋上風力発電事業については、令和5年5月檜山沖が「有望な区域」に整理され、法定協議会において、促進区域指定に向け協議が進められています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
町内海岸清掃活動等回数	19回	現状より増加
温室効果ガスの削減	58.297千t-CO2	44.110千t-CO2

現状と課題

●重点(重要)課題

・かもめ島は、檜山道立自然公園の特別区域に指定されており、周辺も含めた自然環境は当町の重要な景観でもあるため、保全し、次代へ継承していく必要があります。

・町内には民間の風力及び太陽光発電施設が設置されており、再生可能エネルギーの供給が行われています。

・檜山沖洋上風力発電事業では、令和5年度より促進区域指定に向けた法定協議会が設立されています。景観との調和、生態系等の環境保護を図りながら、洋上風力発電事業を通じた地域・漁業との共存共栄策の実施など、地域や漁業の将来像について具現化していく必要あります。

基本方針

①自然環境の保全に向けた取り組みを推進します。
②当町がポテンシャルとして持つ風力、太陽光を活かしながら再生可能エネルギーを導入します。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
自然環境の保全	■森林資源の保全 ■地域ぐるみで行う環境(自然)教育の推進・啓発 ■植樹、育樹活動への参加促進 ■かもめ島、海岸線などの環境美化活動の推進
環境共生に向けた取り組み	■環境保全に関するエコ活動の普及促進 ■江差町地球温暖化対策実行計画に即した地球温暖化対策の取り組み ■地域脱炭素促進事業による促進区域を設定。エネルギー供給地として、地域共生型の再エネ導入の推進 ■風力・太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進等
檜山沖洋上風力事業化に向けた取り組み	■地域・漁業との共存共栄策、将来像について具現化 ■江差港が基地港湾を補完する港湾として指定 ■江差港の補完港としての活用を見据えた函館・江差自動車道「木古内・江差間」の早期事業着手と江差側からの整備着手

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
住民参加の清掃活動	■海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、クリーンアップ作戦等海岸清掃等を実施

(27)公園



これまでの取り組み

①誰もが安心・安全に利用ができるよう、良好な環境を保持し、くつろぎ空間を創出するため維持管理に努めました。

②老朽化が進んだ遊具・設備は、危険度の高いものから補修や撤去を行いました。

◇成果指標

指　標　名	現状値(令和5年度)	後期基本計画の目標値(令和11年度)
公園の遊具設備の機能改善 ※経年劣化遊具設備機能判定－C判定(修繕の必要な劣化がある状態)	10箇所	4箇所
公園の遊具設備の機能改善 ※経年劣化遊具設備機能判定－D判定(緊急修繕が必要な劣化がある状態)	4箇所	1箇所

現状と課題

●重点(重要)課題

・観光振興や市街地の賑わい創出の観点から、道立自然公園かもめ島とその周辺地区については、住民ニーズを踏まえ北の江の島構想の推進及びみなとオアシス江差の振興と調和を図りながら土地利用を検討する必要があります。

・老朽化した遊具や設備を撤去してきたこともあり、遊具が不足している公園もあります。

・ベンチなどの設備が不足している公園もあるほか、トイレが老朽化している公園もあります。

・公園の場所や公園まで行くルートがわかりづらいという指摘もあります。

・北部地域に子どもたちが安全に遊べる場を確保してほしいというニーズがあります。

基本方針

①全国の公園などにおいて遊具での事故が多発しています。また、遊具以外の公園設備の老朽化も進んでいることから、(ア)利用者の安全性の確保、(イ)利用者の快適性の確保、(ウ)公園機能(環境保全・景観形成・コミュニティ形成・健康レクリエーション・防災)の確保に努めます。

②北部地域においては、子どもたちが安全に遊べる場所が確保できないか検討をしていきます。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
公園の遊具・設備の整備	■それぞれの地域特性や公園の性質等に即した遊具・設備の更新又は整備
公園へのアクセス向上	■公園への案内看板の見直しや Google マップでの登録
北部地域の子どもの遊び場の確保	■安全に子どもたちが遊べる土地の確保の検討

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
公園の遊具・設備の維持管理	■遊具・設備の保守、維持管理 ■老朽化した遊具・整備の補修、撤去
道立自然公園かもめ島の環境保全	■道立自然公園かもめ島の環境保全の取り組み推進

（28）消防・救急・防災

これまでの取り組み

①消防車両の更新、消防水利の改善が計画的に行われ、消防力の維持・強化を図ってきました。
②江差町災害時備蓄計画を策定し、計画的な災害備蓄品の整備を図ってきました。
③町内会等と連携した防災訓練の実施を通じ、災害に対する意識啓発・定着を図ってきました。
④令和4年度には大雨による厚沢部川の河川氾濫のおそれがあることから、避難指示が発令され、避難所を開設しました。
⑤令和4年に、町の災害に関して、町民の生命や身体、財産などを各種災害から守る地域防災計画を見直してきました。
⑥令和5年に、江差高校を避難所として使用する際に必要な防災資機材を分散備蓄しました。
⑦令和6年度から、災害時において、誰もが迅速かつ確実に必要な情報が得られるよう防災伝達情報システム整備に着手しています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
防災訓練実施回数（町内会等含む）	3回	8回
防災備蓄整備進捗率	94.2%	100%

現状と課題

●重点（重要）課題

・国道が寸断された場合を想定し、北部地域の分散備蓄の整備が必要です。
・災害時等において、緊急情報等を迅速に住民へ伝達し、円滑な避難による人命を守るため、防災情報伝達システムの整備が必要です。

■継続的な課題

・消防について、当町は檜山広域行政組合に所属しており、救急活動は増加傾向にあります。
・近年、自然災害による激甚災害が発生しており、住民一人ひとりの防災への備えが必要です。
・町内の危険箇所（津波浸水・洪水浸水・土砂災害など）や避難所の把握など、防災ハザードマップを活用し、住民一人ひとりの意識の浸透を図ることが必要です。

消防力の状況（令和5年度末）

署員数	消防団員数	消防車両（ポンプ車）			救急車（高規格仕様）	消防水利		消防サイレン遠隔吹鳴装置
		水槽付き	普通消防	小型動力		防火水槽	消火栓	
22 人	128 人	3 台	3 台	1 台	2 台	5 基	164 基	29 基

江差消防署の救急件数（令和5年）

合　計	内　訳									
	火災	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	その他
571	0	20	4	3	56	1	0	315	170	2

江差消防署の救急件数（10 年間の推移）

合計	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4,541	401	341	401	425	466	473	449	502	512	571

基本方針

①災害の規模によっては、行政の支援だけでは十分でないことも想定され、住民・地域の防災への意識啓発や、訓練等を通じ避難行動等の定着を図ります。
②災害時等における緊急情報等を収集し、円滑かつ迅速に住民へ伝達するため、防災情報伝達システムを導入します。

具体的な施策

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
消防・救急体制の充実	■消防自動車の更新 ■防火水槽及び消火栓設置による消防水利の改善 ■救急救命士の養成 ■住宅用火災警報器の普及
防災対策の推進	■江差町立地適正化計画への防災指針の位置づけと進捗管理 ■災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し） ■防災情報配信の多重化（防災行政無線の整備検討） ■災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）

施 策 名	主 な 事 業
	■町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援 ■近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難訓練・図上訓練・避難所運営など）の実施 ■防災備蓄品の整備・更新 ■企業等との防災協定の拡充 ■急傾斜地等の危険防止対策事業の推進 ■宅地防災対策の推進（大規模盛土造成地の経過観察等） ■新たな避難経路の検討と避難路の維持管理 ■江差北部地域における分散備蓄場所の更なる検討 ■防災情報伝達システムの整備・導入

（29）交通安全・防犯・消費生活

これまでの取り組み

①交通安全専任女性指導員による児童・生徒の登校時や、町内会と連携し交通安全指導員による交通安全運動期間での朝の立哨指導を行うとともに、飲酒運転撲滅運動等の取り組みを進めてきました。

②交通死亡事故ゼロの日が、令和6年8月に 1,000 日達成となりました。

③関係機関と連携し、交通安全指導員等による交通安全教室指導や、高齢者・園児・児童への交通安全教育を取り組んできました。

④複雑高度化する特殊詐欺などを見極められる消費者意識の向上と、被害者の相談支援のため消費相談窓口を開設し、併せて、住民への意識啓発に取り組んでいます。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
町内交通安全推進に係る啓発活動	年40日（4期）	年40日（4期）
飲酒運転撲滅に係る啓発活動	年2回（夏・冬）	年2回（夏・冬）
防犯思想の普及と安全・安心まちづくりに向けた啓発活動	年6回	年6回
消費者意識向上に向けた啓発活動（出張相談・広報等）	月1回・年3回	月1回・年3回

現状と課題

■継続的な課題

・昨今、高齢者による交通事故が増加しており、高齢者の交通手段を確保した上で、自動車免許証自主返納への検討も必要となります。

・防犯等については、近年、高齢者を狙った特殊詐欺犯罪の手口が巧妙化しており、意識啓発をしていく必要があります。

・一部通学路において、歩道がない、狭いなどの個所があり、交通安全上改良が必要です。

基本方針

①関係機関と連携を図り、交通事故や犯罪を未然に防ぐための住民の意識啓発に取り組みます。

具体的な施策

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
交通安全対策の推進	■交通安全運動・交通安全教育の推進、飲酒運転の撲滅 ■高齢者社会に対応した交通安全に対する意識啓発の推進 ■通学路等の安全点検 ■交通安全施設の整備（関係機関への要請含む。） ■交通ルールの順守とマナーの向上（歩行者、自転車、車）
防犯・消費者保護対策の推進	■幼児・児童生徒への防犯教育の推進 ■住民参加による防犯活動の推進 ■高齢者を狙った犯罪を防止する取り組み ■消費相談窓口の充実 ■特殊詐欺被害防止アドバイザーの認定（拡充）連携

基本目標4　住民とともにあり続ける行政運営

（30）行財政運営・広域連携



これまでの取り組み

①地域の活性化に向けた施策を実行するための財源確保として地方創生推進交付金等を活用し、起業創業支援・観光振興等に取り組んできました。
②財務会計システムを導入し、事務の効率化に取り組んできました。
③平成 28 年から、地方公会計制度に基づいて財務書類を作成し公表しています。
④公債費及び長期債借入金残高の抑制に取り組むとともに山積する町の課題に対処するため、「中期財政運営方針」及び「財政基盤強化の取り組み」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定し、見通しを持った行財政運営に努めています。
⑤函館市（中心市）と渡島・檜山管内17市町（近隣市町村）により、平成26年3月27日に定住自立圏形成協定を締結し、広域医療体制の充実（ドクターヘリの導入）等、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するための「第1次南北海道定住自立圏共生ビジョン」が同年9月30日に策定され、令和6年度から令和10年度までの5か年を期間とする「第3次南北海道定住自立圏共生ビジョン」が令和6年 1 月に策定されました。
⑥第5次計画策定後現在まで、住民に対する行政サービスの提供・向上を図るため、3回の組織機構見直しを行いました。
⑦平成28年度に「情報システムセキュリティ強化対策」を実施し、情報量の増大や個人情報の保護、行政運営の効率化を図りました。
⑧平成30年度に「江差町定員適正化計画」を策定し、適正な定員規模の維持確保に努めているとともに、住民サービスの低下を招かないよう行政運営にあたっています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
実質公債費比率	12.3%	早期健全化基準（18%）以下

現状と課題

●重点（重要）課題

・江差町が直面している少子高齢化や人口減少、厳しい財政状況の中、さまざまな地域課題の解決や、町民サービスの維持・向上を図っていくためには、デジタル技術の積極的な活用が不可欠となっており、町民目線での行政手続きの簡略化行政事務の効率化を図るなど、デジタル技術等を手段として活用するDXを推進します。一方で、電子化の進展に伴い、コンピューターウィルスや不正アクセス、サイバー犯罪の脅威も増しており、セキュリティの確保や個人情報の保護が重要な課題となっています。

■継続的な課題

・実質公債費比率が 15%前後で推移し、公債費（長期借入金の返済等）が財政運営を圧迫している現状です。財源不足が顕著となり、令和元年度予算編成においては財政調整基金3億1千万円を含む4億5千万円の基金を取り崩すこととしていた他、令和5年度決算においては財政調整基金3億 1千万円を含む5億500万円の基金を取り崩しているなど、収支が均衡していない状況となってきています。

・財政構造の弾力性を判断する指標としての経常収支比率は、平成28年度は 91.7%、平成29年度は 94.9%、平成30年度は 93.9%と高水準で推移してきましたが令和5年度決算においては91.6%となるなど、経常的経費の財政圧迫状況は低下傾向にあります。

・広域行政としては、消防は広域行政組合で、ごみ・し尿処理は衛生処理組合で実施しています。学校給食について、平成29年度に厚沢部町が組合を脱退し、現在、上ノ国町と江差町の2町において行っていますが、令和6年度に組合を解散し事務委託方式に変更することとしております。

・令和6年 1 月に「第3次南北海道定住自立圏共生ビジョン」が策定され、新たに5か年で連携して推進する取り組みの見直しがなされました。当圏域を取り巻く情勢は、我が国の平均を上回る人口減少率や、急速な高齢化、生産年齢人口の減少、さらにはこれらに伴う経済活動の停滞化など大変厳しい状況に置かれています。

・日々変化する社会情勢に柔軟に対応し、最適な行政サービスを住民へ提供するため、必要に応じて組織機構の見直しを検討します。

・行政サービスを担う職員の確保と、電子化による効率的・効果的な行政運営を図るための人材育成を進めるため、研修機会の充実や基盤の整備を行っていく必要があります。

財政状況抜粋（単位：百万円）

		令和5年度当初予算	令和5年度決算
歳入	町税	761	791
	地方交付税	2,620	2,723
	基金繰入金	524	505
	内 財政調整基金	内 300	内 310
	その他の歳入	2,442	2,834
	計	6,347	6,853
歳出		6,347	6,645
歳入歳出差し引き		0	208

基本方針

①行政サービスの確実な提供と持続可能な財政運営を構築するため、事務事業の見直しや統廃合、財源確保策などに取り組みます。
②地方公会計による財務書類を分析し、財政状況の構造的な課題等の把握に努めます。
③「南北海道定住自立圏共生ビジョン」の成果指標の達成に取り組みます。
④デジタル技術等を活用した変革により、持続可能な行政運営を実現する。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
電子自治体の推進	■国の自治体 DX 推進計画等に基づくデジタル改革 ■地域 DX の推進（手続きオンライン化・マイナンバー活用を含む） ■行政事務効率化・迅速化を図るためのデジタル化推進 ■情報セキュリティ対策の徹底

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
行財政運営の推進	■行政運営にかかる効率的な取り組み ■一体化や統合によるサービス機能の向上 ■民間委託等の推進 ■職員定数、給与等の適正化 ■資質向上のための職員研修の実施
財政健全化の推進	■実質公債費比率等の健全化判断比率を踏まえた適切な長期借入金の借入及び償還 ■財政状況等の情報についての公表 ■中期的な（3～5年程度）の財政見通しと運営方針の策定
広域行政の推進	■定住自立圏形成協定に基づく共生ビジョン事業の推進 ■広域連携に向けた取り組みの推進 ■広域事務の取り扱いについての協議 ■権限移譲について、住民の利益につながる事務の受け入れについての検討

（31）広報・広聴・協働

これまでの取り組み

①地域協力員を配置し、地域課題の抽出に取り組んでいます。
②令和元年より、町ホームページにお問い合わせフォームを設置し、WEBからも町政に関することを問い合わせられるようにしています。
③まちづくり懇話会については、地域別・分野別で令和2年度から令和5年度まで17回開催しています。

◇成果指標

指　標　名	現状値（令和5年度）	後期基本計画の目標値（令和11年度）
まちづくり懇話会の開催	年1回	年1回以上

現状と課題

●重点（重要）課題

・紙媒体からインターネットでの情報発信が進む中、当町でも、地域住民が簡単に情報を得られる仕組みづくりが必要です。
・デジタル化を進める一方で、インターネットを使用していない住民も一定数いるため、情報発信・意見聴取に当たっては配慮をする必要があります。

■継続的な課題

・人口減少のなか、住民と行政が協働で地域課題の解決にあたっていくためには、課題の共有が不可欠です。
・広報紙では報告記事が多いため、タイムリーで未来に向けた記事を充実することが必要です。
・ホームページにおいては、更新頻度が少ないこと、目的となるページまでたどり着けないことを解決するための仕組みづくりが必要です。

基本方針

①行政と地域の間で課題感を共有し、解決を図っていくために、情報発信や意見交換に取り組みます。
②行政の取り組みを広報紙等で発信し、住民に対し可視化することで、情報の共有を図ります。
③タイムリーな情報を発信するために、町ホームページの定期的な更新や、見やすい・目的の内容を探しやすいホームページとなる仕組みづくりを推進します。
④住民と行政が協働でまちづくりを進める仕組みづくりを推進します。

具体的な施策

●重点施策

施 策 名	主 な 事 業
情報発信強化対策	■情報を誰もが簡単に共有できる仕組みづくり ■町公式 LINE の登録者を増やす仕組みづくり

■継続施策

施 策 名	主 な 事 業
広報の充実	■広報紙内容の充実 ■ホームページの定期的な更新 ■広報紙やホームページへの住民参加の検討 ■広報モニターの検討
広聴の充実	■誰もが参加し、まちづくりの意見交換ができる場づくり ■住民から寄せられたまちづくりに関する意見への対応の充実（広報紙やホームページへの掲載など）
協働のまちづくりの推進	■協働のまちづくりで進める取り組みの充実 ■住民の意見を取り入れた事務事業の実施方法などの検討 ■まちづくり懇話会の実施 ■まちづくり活動に関する資料の可視化（見える化）推進